

予 算 審 査 特 別 委 員 会 記 録

<総括>

開催日時 平成30年3月19日(月) 13:02~16:37

開催場所 第1委員会室

出席委員 12名

奥山 博康 委員長

川口 延良 副委員長

亀田 忠彦 委員

猪奥 美里 委員

川田 裕 委員

大国 正博 委員

小林 照代 委員

阪口 保 委員

中野 雅史 委員

粒谷 友示 委員

中村 昭 委員

山村 幸穂 委員

欠席委員 なし

出席理事者 荒井 知事

村井 副知事

一松 副知事

辻本 総務部長

中 危機管理監

村田 地域振興部長

山本 南部東部振興監

森田 観光局長

土井 健康福祉部長

福西 こども・女性局長

林 医療政策部長

榊田 くらし創造部長兼景観・環境局長

中川 産業・雇用振興部長
福谷 農林部長
山田 県土マネジメント部長
金剛 まちづくり推進局長
西川 水道局長
吉田 教育長
遠藤 警察本部長

ほか、関係職員

傍聴者 2名

議事 2月定例県議会提出議案について

<会議の経過>

○奥山委員長 ただいまから本日の会議を開きます。

中野委員は、少しおくれるとの連絡を受けておりますので、ご承知ください。

本日、2名の方から傍聴の申し出がありましたので、入室していただきます。

それでは、日程に従い、総括審査を行います。

質疑等があればご発言願います。

○猪奥委員 私から、2点お問い合わせさせていただきます。

まず、制服についてお尋ねをしたいのですが、2016年の決算審査特別委員会で取り上げさせていただいて、その後、すぐに調査をしていただき、奈良県内の公立高校の制服の値段についてお調べいただきました。値段と契約の形態についてもお調べいただいて、その後、本会議でお尋ねをしたところ、荒井知事からも非常に前向きなご答弁をいただき、ガイドラインをつくっていただきました。それまでの質疑で上がってございました公共性や公平性などを、きっちり担保するために、契約の年次をきちんと決めて、5年程度の契約に切りかえていってくださいということが盛り込まれ、公平性を担保するために見積もり合わせもしてくださいというガイドラインになっていました。それらを担保するために、学校指定物品検討委員会をつくってくださいということも盛り込まれていました。ガイドラインをつくってくださいとは言ったものの、こんなにいいガイドラインをつくってもらえるとは思っていませんでしたので、非常にいいものができたと喜んでおりました。

お調べいただいて、ガイドラインをつくった後、各学校でどのような取り組みが結果としてあったのかというアンケートの結果を見せていただきますと、ガイドラインをきっか

けとして、1者随意契約で年度契約なしの方向から、今後、学校指定物品検討委員会の中で5年程度の契約になるように検討するといった前向きなご回答をいただいている高校がある一方で、ほとんどの高校が、見直しがなされていないという現状があるのではないかと思います。

せっかくつくっていただいたガイドラインが、ただただ事務量をふやしてしまうだけにならないように、これからも教育委員会には熱心にお取り組みをしていただきたいと思いますのですけれども、このガイドラインができた上での成果や、ガイドライン作成後の取り組みなどを総括的に、荒井知事からまずコメントを頂戴したいと思います。

○荒井知事 県立高等学校の制服のご質問が私に対してあったと思います。大変適切なご指摘だったと思います。制服については、教育委員会が所管しているわけですが、海上保安庁の制服が生地が悪くて高かった記憶がありましたので、直せば直せると思って、積極的に対応したつもりです。

質問には関係ありませんが、議員の提言に積極的に対処したのは、このほかに、県営プールの障害者割引があります。これも、私が現地に時々泳ぎに行ったら、障害者が非常に多くなっているのが、大変効果があったと思っています。

制服についてですが、教育委員会に、大変対処をしていただきました。ガイドラインで保護者から意見の聴取、学校指定物品検討委員会の設置について、示していただいたようでございます。意見の聴取は100%、学校指定物品検討委員会の設置は78%で、猪奥委員のご質問は、それで実効性がどの程度あるのかということです。価格が低く抑えられた事例は届いておりますけれども、全体の中でどの程度かというのは、もし余り進んでいないという感じでしたら、私から再度、進んでいないようだというご意見があるから、私にも進んだかどうかを検証報告してくれと指示したいと思います。

○猪奥委員 もちろんそれぞれの学校で決めていただくことだと理解はしているのですけれども、荒井知事のご答弁でもいただきましたように、これまでずっと続けてきたものをぱんと変えるというのは、各学校の先生方や、直接、現場で対応されている方にはなかなか難しいと思います。

もちろん見直していただいた結果だったら構わないのですけれども、せっかくガイドラインをつくっていただいたのに、少なくとも、現状、契約の年次が決まっていなままずっと続いてしまっているというようでは、本当に私は、事務量をふやしてしまっただけだと反省をしなければいけないところですので、しっかりと荒井知事も見ていただけるとい

うことでしたら、ぜひ見ていただきたいと思います。

○荒井知事 進んでいないというまちがあれば、推察しますのは、それぞれのまちに何々中学校、高等学校の制服購入用品屋さんが大体あるのですよね。この人たちは、今のままで変えたくないと思っておられるに違いないと思います。もし高ければ、低くするときの抵抗勢力になるわけでありますけれども、小・中学校になれば、よりまちの学生服屋さんに気兼ねをされるということが通例かと。これは全くの推察ですけれども、それを乗り越えるようなことがどのようにできるか。猪奥委員の厳しいご質問があったから、乗り越えるというふうに示達をしたいと思います。

○猪奥委員 遠いところからだからこそ言えることはあろうかと思うのです。保護者のご負担になりますから、より安価なものを、また、一度契約を切ることによって、新しい素材なども入れることもできると思います。この間、新しく制服をゼロベースで見直しされた教育委員会にお話を伺ったら、最近の制服は、洗えるのは当たり前になっていて、ボタンはほとんどリフレクターになっていると。生徒にとっての着心地のよさだけではなく、安全性も高まるような制服を各メーカーがおつくりになられているそうなので、よりよいものを入れるきっかけにもなると思いますので、県を挙げて取り組んでいただきたいと思います。この件は以上です。

もう一つ、病院についてお伺いします。

荒井知事は、就任以来、一貫した救急医療の立て直しや、奈良県の医療の質を上げるべく取り組みを進めていただいております、間もなく、奈良県総合医療センターが5月1日から開院をするということで、来週にはセレモニーも企画されていて、私も非常に楽しみにしています。

これですが、名前なのですよね。私は、2015年7月の厚生委員会で取り上げをさせていただいて、名前があまりにも紛らわしいのではないかと質問をさせていただきました。そのときには、確かに名前がややこしいと、奈良県総合医療センターのごく近くに国立病院機構奈良医療センターがあります。この2つの病院が、昔は、奈良県総合医療センターは尼ヶ辻にあって、奈良医療センターは西ノ京にあってということですがけれども、このたび、奈良県総合医療センターが移転をしてくと。移転をしてきたら、最寄り駅も同じ近鉄西ノ京駅になってしまいます。県は、少し遠いけれども、近鉄西ノ京駅から来ていただくアクセス道路をつくっていただくわけですがけれども、奈良県総合医療センターがここにありますけれども、ここに奈良医療センターがあるのです。きのう行ってみますと、1.

3キロメートルでした。奈良医療センターの正門から奈良県総合医療センターの裏の入り口まで1.3キロメートルで、車で走ると2分30秒という距離でした。こんな近くにこんな紛らわしい名前の病院が2つ建ってしまうと、いろいろな混乱が生じてしまうのではないかと思うのです。荒井知事もご専門ですけれども、リスクマネジメントは、起きないように工夫することが第一歩ですので、私は、3年前に愛称を考えると書いていただいたそのご答弁が生きているのかなと思っておりましたら、新しい病院がオープンする段になっても、奈良県総合医療センターのままで、愛称もなしにいくというのは、住民の方に非常に大きな混乱を招いてしまうのではないかと思うのですけれども、この愛称、呼称についての荒井知事のご見解をお聞かせください。

○荒井知事 まず新しい病院の正式な名称ですけれども、奈良県総合医療センターです。そうしますと、従来ありました奈良医療センターと同じように聞こえるのではないか、タクシーで行ってもらくと、運転手さんが間違えて違うところに行ってしまうというところは、十分考えられる心配事でございます。総合医療センターというのはもうどこでもたくさん出てきておりますので、その上に何をつけるかが、まず正式名称では大事ですが、公的な病院ですので、つい総合医療センターという名前がついてしまうということで、県立病院と言うほうがわかりやすかったわけですけれども、なかなかつけにくかったと。県立病院機構六条山病院という名前のつけ方もあったかもしれませんが、それはそれとして、奈良医療センターは国立ですので、国立と県立というようにこれから覚えていただくことが出発点であろうかと思えます。タクシーの運転手に、県立ですか、国立ですかと聞いていただいて、県立ですと書いていただくのが一つの道筋だと思います。

そのときに、県立、国立以外の愛称があればということですが、愛称のもとになる各地の愛称例を検討してもらいました。愛称はなかなか定着しないということが、とりわけ主体のほうから、こう呼んでくださいというのはなかなか定着しないということがわかってきております。略称というか、俗称のほうが定着しやすいということです。例えば大阪大学医学部附属病院が正式ですけれど、俗称で阪大病院と呼んでおられる。同じように、大阪市立大学医学部附属病院は、市大病院と呼んでおられるということで、類推しますと国立病院、県立病院という呼び方もあるのかと。あるいは京都では、京都府立医科大学附属病院と京都大学医学部附属病院、これは国立と言わないで、京大病院、府立医大病院とこう呼んでおられ、俗称が定着している。我々の医療センターでも、俗称が発生すればいいなと思っております。まだ、どのような俗称かは、こちらで、このような俗称がふさわし

いというところまでなかなかいきませんので、猪奥委員提唱の俗称があつたら、こういう呼び方もあるのではというような程度で定着につながるようになればという気はしておりますが、県の、保有者としての俗称、略称は遠慮している状況です。

○猪奥委員 俗称ということは、県では別に呼称をつけずに、勝手に県民の皆さんが呼んでくださることを待つということでしょうか。それだったら、みんな県立病院と言っていますので、県立病院のままでもよかったのではないかと思いますし、これは、私が先ほど示させていただきました、ここにできますよ、ここにありますよという地図ですけれども、奈良県総合医療センターが出しておられるリーフレットの中からとった地図を加工したのです。今、この地図を見ると、奈良医療センターがないことになっているのです。あまりにも奈良県の立場だけで物事を考え過ぎてしまっているのではないかと思うのです。ここに新しい病院ができれば、タクシーで行くときにももちろん困るでしょうし、名称がに似通っていると、タクシーで行かれる方だけではなくて、3次救急の大きな病院になりますから、2次救急の病院と病病連携もこれからますます盛んになるでしょうし、医療機器のいろいろなメーカーからの納品のときも間違えてしまうかもしれないというストレスを常に与え続けることにもなり得ます。病院にお見舞いの方がいらっしゃるときも、病院に行くときは、やはり気がせった状態で行かれると思うのです。そんな方でもよりわかりやすく行っていただけるように、名前を今から変えるのは難しいかもしれませんが、ふだん使う通称名、愛称名をつくって、それでやってくださいというのは行政の中で比較的頻繁に行われていることですので、私はぜひとも取り組むべきだと思うのです。

○荒井知事 名前がややこしくなったのは、独立行政法人ができてからです。地方独立行政法人病院機構という名前の組織ができて、今度の場合もそうなのですが、県立病院機構に3つ病院ができ、そのうちのメインの病院を県立病院と呼べないので、総合医療センターと呼んだということです。

呼び名ということにまた戻るのですけれども、呼び名を何か考えろということで、ぜひ一緒に考えさせていただけたらと、何か返すようで恐縮ですけれど、余り呼び名を考える自信がないという状況です。これがいいということになれば、これはどうでしょうかとご相談したいと思います。開院すれば、呼ぶ人がだんだん出てきます。場所が変わりますので、よく我々は平松から六条山と場所と呼んでおりますが、それも定着するかどうかということになりますので、南のほうで、南奈良総合医療センターと言っていますので、福神病院と呼ぶか、南奈良総合医療センターと呼ぶか、だんだん言っていると定着するもの

ですけれども、少し様子を見ながらと思いますが、きょう、猪奥委員のご指摘があったことは記録に残りますので、わからないままではないかとまた言われるかもしれませんが、また一緒に知恵を絞らせていただけたらと思います。

○猪奥委員 事故が起きてから信号をつけますと言われてるように聞こえてしまって、たまたまなのですけれども、住所も非常に似ているのですよね。名前も似ている、住所も似ているということで、奈良医療センターは奈良市七条2丁目789と奈良県総合医療センターは奈良市七条西町2丁目897の5と、奈良医療センターの名前と住所が丸々新しい総合医療センターの中に含有されている名前になってしまっていますから、ぜひともご検討いただきたいと思います。

○阪口委員 荒井知事に、2点質問します。

1点目は、私は、県職員の勤務のことについては、西田さんの過労自殺の問題、また、サービス残業をなくしていただきたいということを本会議等で取り上げてきました。根本的なところは、やはり仕事量と県職員の知事部局における定数の問題だと思うのです。

私は、予算審査特別委員会に3年連続して来ております。予算案の概要など詳細に読ませていただきました。決して、仕事量が減っているとは思わないのです。一方、定数はふえているとは思わないのです。

そこで、質問は、新年度予算を見ると、知事部局の仕事量は減っておらず、定数の増も行われていない。これでは、残業を減らし、働き方改革を進めていくことができないと考えますが、荒井知事の所見をお伺いしますということです。

○荒井知事 阪口委員がいろいろ言っておられます残業の抑制の基本は、仕事量と供給量、定員にあることは本質的なところだと私も思います。仕事量と定員との関係をどのように考えるのかと改めて思いますと、仕事の量については、地方分権が進みましたので、県の仕事の量、県の役割が増加していると思います。量もそうですけれども、質がふえてきている。量というと、何か決まり切った仕事がふえるイメージですけれども、地方分権一括法がありましたので、考えなければいけない仕事がたくさんふえてきているというのが私の実感でございます。

一方、仕事量はふえても、ICTなど新しい行政技術が導入可能になってきました。ICTを利用して仕事のやり方を変えようということも出てきております。仕事量と職員定数を直結する前に、間に考えるべきことを思いますと、一つはICTを利用して業務の仕方、仕事の仕方を改善することがやはり要ると思います。それと地方分権が進みましても、

地方の裁量が出てきますので、優先順位をつけることと、しない仕事も見つけることがあろうかと思えます。

もう一つは、今までの県の立ち位置は執行機関という位置づけでしたので、国が言うと、それにばたばたしなければいけないということになっておりましたが、県で主要プロジェクトはこれだから、それに資源を集中投入しようということが可能になってきました。

4つ目は、昔はなかったことですが、できるだけ業務をアウトソースしてもいいよ、外注してもいいよということになってきました。業務の仕方の環境が変わったことと、業務の仕方も随分変わり得るようになってきたわけです。その上での仕事の内容と職員の定数ということですが、姿勢として、どのように行うかは知恵が要るわけですが必要な仕事はやはり行わなければいけないと思えます。もう一つは、やるべき仕事を行う前提で仕事の改善の内容に工夫を凝らした上で、職員の定数管理ということになると思えます。その間にもう一つは、新しいタイプの仕事が出てきますので、人材の育成が当然入ってくると思えます。

そのように仕事の量、仕事の内容の変化と職員定数というのは、単純に仕事の量がふえ、定数が同じだから難しいのではないかと考えず、その間の環境の変化と内容の工夫の可能性を踏まえて、定数管理をしている状況です。

○阪口委員 非常に根本的なところなので、これ以上質問しても、食い違っていくと思えます。私の考えは、やはりこれだけの業務量をこなしていこうと思えば、なかなか勤務時間内で終わらないから、家に持って帰って仕事をするということも生まれるのではないかと、そこらは、私が県職員から聞いていることで、認識が違うと思えます。私自身も38年間、教師をやっておりましたが、最初、勤めたころはゆとりがあったのです。やめるころは、非常にゆとりがなくなってきて、追われて、家で仕事をこなすという状態でした。それは公務員だけではなくて、民間でもそうですし、あちこちでブラック企業のようなことが生まれているわけで、日本全体の問題だと思います。

本県においては、やはり見本を示すのが県庁ですので、職員の勤務時間について、また、効率的な仕事について、ぜひ今後も考えていただきたいと思います。

私が、一つだけ違和感を覚えるのは、議員の控室にいたら、昼に節電というようなことはないのですけれども、本庁舎に来ると、職員の方は、いつも皆さん、パソコンを使って仕事をされていますが、パソコンは物すごい疲れるのです。僕もパソコンをずっとしていたら、終わっても30分ぐらい寝れないのです。昼の節電というのは、疲れているから休

憩させてあげようと思って電気を消しておられるのか、聞いたら、節電ということです。節電だけで職員に求めているのだったら違和感を覚えるし、私自身が言いたいのは、これは一つの例で、メンタルヘルスとか福利厚生等を考えておられるのであれば、きちんと実行していただきたいということです。これは意見です。何かありましたら。

(「考えます」と呼ぶ者あり)

次は、荒井知事に、嫌がられるかもわかりませんが、奈良大立山まつりについての質問です。本年度の予算では8,000万円で計上されています。場所は、平城宮跡、日程は未定ということです。

入札かプロポーザルか、どのような方式かはわかりませんが、お聞きしたら、まだ決まっていないと。私は、過去のことを調べました。こちらが1回目の委託業務契約でございます。そのときの予算は1億5,000万円、そして、大立山を製作しました。これが主要な事業だったかと思いますが、この8,640万円を株式会社電通関西支社と契約をして、そして、株式会社電通関西支社から、またこの下の株式会社電通テックにこの大立山製作の8,640万円が丸投げされていると。また、この株式会社電通テックからさらに、株式会社アド近鉄にこの8,640万円が丸投げをされていると。本県は株式会社電通関西支社と契約をしたわけで、これは幾らか聞いたら、中西ならの観光力向上課長はわからないということで、空白にしているわけですし、わかれば、額もお聞きしたいわけですが、このようにしていくと、やはり県民の税金が無駄に使われるのではないかという質問です。わかりにくいですか。1番目の質問は、実行委員会が委託した業務のうち、金額で多くの部分を占める大立山の製作業務が、プロポーザル方式で決定された契約先である株式会社電通関西支社から、子会社の株式会社電通テック、さらには株式会社アド近鉄に丸投げされていた。株式会社アド近鉄と直接契約を結ぶことで経費の削減が可能であり、問題があったと考えますが、荒井知事の所見をお伺いしますということです。

○荒井知事 金額1億5,000万円で株式会社電通関西支社と委託契約を、一本の契約をいたしました。その内訳は、大立山の製作、設営、巡行支援、イベント演出、会場設営、ホームページ作成、看板等の作成があったりという内容になったと聞いております。その部分、例えば大立山4機の製作は、株式会社アド近鉄に下請に出されたということです。分割して下請に出すことは、こういう大きなイベントではありますので、一括契約の相手はプロポーザルで株式会社電通関西支社であったと聞いています。そのやり方が必ずしもやり方としてはないものではなく、普通だと思っておりますが、もう少しうまくできたの

ではないか、あるいは大きな、とりわけ大立山の製作が株式会社アド近鉄に下請に出されたならば、直接すればよかったのではないかというご意見かと拝聴しております。

問題になるとすれば、株式会社電通関西支社が全部丸投げしたというなら、明らかに契約に違反するわけですけれども、今申し上げましたように、5つに分けて、株式会社電通関西支社と、そのほかに分けておられるというのは、私の感覚からいえば、通常あるような実行の体制かなと見えます。この年は、大立山の製作費が8,600万円で、大変大きかったので、その部分を別注にするか、含めて発注するかというご意見かとも思います。それについては、両方ももちろんあり得たと思いますけれども、最初のお祭りで大立山をつくって、冬のイベントのメインの製作物にしようということでしたので、どのようにお祭りを、大立山を中心に成功させるのかが大きな関心事であったがための一括的なプロポーザルの発注であったかと理解をしております。

○阪口委員 先般の質問では、中西ならの観光力向上課長は、一部を発注したと言われたのです。今回、荒井知事は株式会社電通関西支社から下請のほうに分割したということですが、これを、見ていただいたらわかるように、1億5,000万円の事業の中で8,640万円なのです。先般、質問して答弁された中西ならの観光力向上課長の、一部というのは、認識が間違っているのです。1億5,000万円の8,640万円は、57%で半分以上です。ここの部分が非常に問題だろうと、やはり県民は税金を払っているわけですし、県民の目線で考えていくと、株式会社電通関西支社から株式会社アド近鉄に幾らで仕事が発注されたのかわからない、不明瞭な部分があると思うのです。そこらを、ネット中継もされていますので、荒井知事でおわかりになれば、教えていただきたい。私がかからないのは、開示請求したらわかるかもしれませんよ。この委託業務契約書に成果物を出すとなっているので、どのような事業をしたのか、結果は報告していると思いますので。

○荒井知事 事業をして3年近くたっていますけれども、おかしな実行だったという報告は全く受けておりません。阪口委員のほう情報が豊富ですので、こういう点がおかしいということが、おわかりになりましたら、こういう点がおかしいと思うがどうかと尋ねていただければ、直ちに調べさせていただきたいと思います。これは、会計検査も入ると思いますし、執行が実際に行われていなければ、大変問題だと思っておりますけれども、大立山の製作にしる、パンフレットの製作にしる、会場の演出にしる、契約どおり行われなかったという報告は受けておりません。そもそも下請がおかしいというわけではないということをお最初に申し上げました。下請にしても、実行がきちんと行われたかどうかは、税金の使

い道として、行われていなければ不適切だと調べたいと思いますけれども、ぜひ、行われていなかったということがありましたら、調べたいと思います。契約の仕方が下請だから、あるいは大きな部分が下請になっていたからということで契約自身がおかしいと言われたことはほかの例でも余りないのではないかという印象を持っております。

○阪口委員 そうしましたら、次の質問にいけますが、本件は、奈良県冬季誘客イベント「大立山まつり」事業企画制作運營業務委託契約を、実行委員長会長、荒井正吾氏と株式会社電通関西支社の方と締結をされているわけです。その第5条に権利義務の譲渡禁止、「乙はこの契約の締結によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡してはならない。ただしあらかじめ甲の承認を受けたときには、この限りではない。」とあるわけです。プロポーザルは公平性を担保するために審査委員もあるわけで、最終的な契約は、地方自治法施行令第167条の2の第1項の各号に該当する随意契約をしているわけで、地方自治法施行令から見て、この権利義務の譲渡禁止のところはどのように解釈されているのか、お聞かせをください。

○荒井知事 権利義務の譲渡、承継というこの法律の条文の解釈は、丸ごと譲ってしまうことは禁止します、中抜けをしてはいけません、名義貸しをしてはいけませんという条項ではないかと解釈をしております。下請はここには入らないと解釈しております。

○阪口委員 その部分が大きく食い違うわけで、57%を占める部分を一部と見るか、譲渡できない部分と見るか、これについては、私も法律の専門家ではないので、今後、弁護士とも相談をして、調べてから、また質問するなりしたいと考えています。

次の質問に入りますが、プロポーザルの場合は、必ず審査委員会を持たなければいけないのです。第1回目の場合は、業者が企画書を出して、この企画書に基づいて選考会をします。これは、奈良県のプロポーザル実施要項に基づいているわけです。選考会をもって審査をすると、選考会は結果を知らさなければならないと、審査結果というのが出ます。本件の場合は、5名の審査員、副委員長の中西委員、林委員等5人でされていまして、これは、株式会社電通とTPS太陽株式会社の審査をしているわけです。しかし、先ほどお見せしたように、ほとんどの部分が株式会社電通と株式会社アド近鉄で仕事をなされているわけですから、先ほど見せました審査結果が形骸化をされているのではないかと私は感じるわけですが、その辺の所見をお聞かせください。

○荒井知事 阪口委員のご懸念は、一括してプロポーザルをして、一つの契約相手を決める、そのときに、下請の内容の保証までよく審査できていないのではないかとということで

はないかと推察いたしました。権利義務の継承とおっしゃいました。権利義務を契約の相手として受けるのは第1次の契約相手です。この場合は株式会社電通関西支社でございます。もし下請で遺漏があれば、発注元の実行委員会、あるいは県に対して責任を負うのは第1次の発注先という、一つの契約しかないように思います。下請は、元請と下請の契約、下請契約があるわけです。下請契約をどのようにするかというところまで、普通は、全体契約の中で指示しない。そうでないと、下請の契約をあちらにしろ、こちらにしろという介入が普通あるのが多いので、そういうことを防止するということではないかと、公共事業の場合、そういうことがあるのではないかと推察いたします。一括契約の中で責任を持ちなさいという契約の仕方があって、責任はその一括契約の相手方が発注者にきちんと言いなさい、もし瑕疵があれば、その一括契約の相手方が全責任を負うという形になっているのではないかと思います。したがって、もし下請のところまで審査していないことがおかしいとおっしゃるなら、むしろそのほうが健全ではないかという面があると推察できると思います。

○阪口委員 荒井知事も一度、株式会社電通関西支社の企画書等を読んでいただいたらわかるかと思いますが、実施に当たって、3ページでは、どういう体制を組むか全て書かれているわけです。運営要員は奈良県職員、ボランティアで、会場設営はどこであるとか、大立山製作はどこであるか、警備はどこであるか、何ら電通の下請、孫下請、株式会社電通テック、株式会社アド近鉄は出てこないのです。そこに書くべきなのです。書いていないわけです。荒井知事は、お仕事も大変いっぱいあり、全体を見ていかなければならないので、細部までは見られないと思いますが、一度見ていただきたいと。私も質問するに当たってはかなり調べています。ここに書いていけば、問題なかったらと思います。ここに全く書かれていないから、審査員も株式会社電通関西支社とT S P太陽株式会社の企画書を見て審査をしているわけで、審査等に問題があったのではないかということです。

ほかの委員の方の発言時間も確保したいので、あとは、違うときにまた発言しますが、奈良県の観光に関しては、観光局プロポーザル方式実施要領で行っています。こちらは、大阪府の公募型プロポーザル方式実施要領です。大阪府のほうがかなりきっちりつくっています。大阪府庁の職員は審査員には入れません。奈良県は入っています。プロポーザルというのは随意契約であって、公平性を担保するのは難しいということで、公平性を担保するために、庁外から審査員を入れていると。これは要領そのものの問題なので、要領をどのように見直していくのかはまた別のときに発言をしたいと思います。

最後の質問は、実際の運営ですが、当初は、荒井知事が実行委員長ですので、第1回の実施計画案では、実行委員会議案第1号で、もっとも観光客が少なくなる冬季の宿泊観光客の増加を図るということで、若草山焼きなどと大立山の日とはくっつけるということにはなっていなかったと思うのです。くっつけるのはくっつけるということでは説明等をいただいているわけですが、実際は非常に寒いときで、アクセスがないと。実際は参加者、高校生が低体温症で倒れて、救急搬送されたということも聞いています。ここは私の意見ではなくて、会派としてこの大立山そのものの場所とか、南部ですればとか、アクセスのいいところでしたらとか、寒い時期は避けたほうがいいのではないかという意見が出ておまして、個人の意見ではありません。そのあたりをお伺いしたいと思います。

○荒井知事 奈良大立山まつりの場所、時期をずらしたらどうかという会派のご意見があるということです。

奈良大立山まつりは、そもそも平城宮跡で冬に実施するというのが原点です。冬場の奈良は温泉もないし、うまいものもない、見るものもない、寂しい冬の奈良ということでしたので、冬のハンデを克服しようという目的でつくったものです。冬には、なら瑠璃絵や伝統のある山焼きなども冬のイベントとして定着してきているわけです。その仲間に加わって奈良大立山まつりも、観光客の一番多い奈良市でしょうということでございます。観光客がたくさん来てくれる場所、時期に関連して、相乗効果を狙って、奈良県での周遊滞在時間を延ばすというのが基本的な発想ですので、その中で、南がいいのか、時期をずらしたらいいのかと考えるなければいけないと思いますが、もしその冬のイベントがなければ、奈良県の観光産業はなかなかしんどいということで、またこれがあって、多少盛り返しているところもありますので、その趣旨に合う時期、場所であればいいと思いますが、今のところ、奈良大立山まつりの時期、開催場所の平城宮跡はだんだん定着してきており、改善が加えられておりますので、来年もこの時期に、例えば朱雀門ひろばのようなところでやるのは大変望ましいのではないかと今は思っております。その中で、各地のお祭りをここで展開しよう、夏の祭りも冬に、ここで展開することによって、本場のほうへ夏に行ってもらおうという効果も出てきていますので、言ってみれば、総合展示場、総合展示イベントという雰囲気になってきております。それも一つのやり方かと思っております。目的がしっかりと達成できるようには、まだまだ工夫をしなければいけない要素があると思います。会派のご意見ではございますが、南の方も多いたと思いますが、開催地域がここというよりも、奈良県の観光にとって一番効果のいいところに税金の支出をさせていただくと

いうことを基本の考えとしております。

○**阪口委員** 先日の委員会で、ならの観光力向上課の中西課長に言っても答弁がなかったのです。先ほども聞いているほうは大変なので、荒井知事も頭に入っていないのかわかりませんが、参加をした奈良朱雀高等学校の4名が体調が悪くなって、1人が救急搬送されたということがあるわけです。その低体温症についても聞いているわけです。観光客だけの問題ではなくて、このときは、奈良市の気温が1度4分まで下がっていると。生徒も出し物によっては軽装の場合もありますので、軽装だったと聞いているわけです。見る側と参加する側の問題があるので、そこらについてもお聞かせ願いたいと思います。

○**荒井知事** 先ほどの朱雀高等学校の方々は、太鼓をたたいておられたと思います。舞台上で太鼓をたたいて、実は、本当に薄着だったのです。大丈夫かなと思っていたら、体調を崩された。いつもは、夏の太鼓のときは薄着だったかもしれないけれども、薄着で来なさいよと学校の先生がおっしゃったのかもしれませんが、そういうことはやはり気をつけなければならないことではなかったかと思います。主催者としては、そういう事例があったので、参加される方にも服装、あるいは温度には十分気をつけてくださいと言わなければいけないことであつたと思いますが、参加される方にそこまで注意が行き届かなかつたという結果でもあろうかと思ひます。大変な薄着でした。これはお祭り自身が悪いというよりも、参加される方も含めて、服装について注意をしなければいけないということを教えていただいたと思ひております。

○**阪口委員** 時間の関係もありますので、最後にします。

学校が、いろいろな行事にどういふ形で参加をしなければならぬかと。事故を起こしたら元も子もないわけで、こういう問題については、私は文教くらし委員ですので、文教くらし委員会で質問をしたいと思ひます。全県的にやめていく場合については、本県に南部・東部地域振興対策特別委員会がありますので、そこでの発言もあるでしょうし、観光をどのように進めていくのかは、観光振興対策特別委員会に和田議員が出ていると思ひますので、そこらで細かいところについてはまた質問をしていくことになると思ひます。そういうことでよろしくお願ひします。以上です。

○**川田委員** 予算審査特別委員会においては、多くの審議もさせていただきまして、多くのご回答もいただいたことは御礼を申し上げておきます。荒井知事に総括質疑ということで、本日はよろしくお願ひします。

まず、これは各部局の方にもお聞きさせていただきましたが、その総合的なこととい

うことで、平成30年度当初予算編成の考え方で、当初予算を編成するに当たっての最大の留意点、これはどういうものをお持ちになって編成をなされたのか、まず1点目お聞きしたいと思います。

○荒井知事 予算審査特別委員会で多くの質問をいただき、ありがとうございました。大変的を得た質問も多かったと思います。私も、時間が限られているので委員会の概要を余り読まないことが多いのですが、今回は全部読ませていただきました。十分頭に入っているかどうかは別にして、なかなか大したご質問だなという印象でございます。

その上での話ですので、重複ということでもありませんが、基本的な考え方というのは当然大事なことでございます。今の奈良県の予算の使い方ということになりますけれども、全体の流れとして、いつも言っておりますが、過去30年、40年で、人口が60万人が140万人にふえました。大きな要員はベッドタウンとして住宅がたくさんできたことです。30年、40年経ったら、ベッドタウンに入られた方も高齢化して、その人たちの高齢者対策、あるいは子女、子息の方の就職対策等が必要になってくる、そういう時期になってきています。その間のベッドタウンのアフターベッドタウンの手当てが奈良県は十分ではなかったのではないかという思いを強く持ってきています。さあ、どうすればいいかということで、一つは高齢者のための医療、介護ケアを充実させないといけないということでもう必死になってやってきたつもりです。

もう一つは、若者に対して、高校を卒業すると、大学が奈良県には余りないので、県外に行ってしまう。県外進学率、あるいは県外就職率がとても奈良県在住の方は多いと。これをどうするか。できれば奈良県で働いていただきたい、奈良県で定着して、ご両親のそばで住んでいただきたいという思いを強く持ってきております。ベッドタウンには就職先がないわけですので、奈良県全域としては、高齢者の医療・介護のケアと、若者の働く場をつくりたいということが、ずっと考えてきていることです。来年度の予算もその延長だと思えます。ただ、いろいろな仕掛けをして、芽が形となって出てきている面もありますし、数字としてよくなってきている面もあるのはうれしいことですが、しかし、まだまだという感じもいたします。種をまいて、この10年間の経験で、病院一つにしても、10年でも早くできたなど言っていただけの方がいますので、種も早くまくにこしたことはないので、種をまいて育てる努力を、県庁あるいはいろいろな方の助けをかりてしなければいけない、そのような思いです。

来年度予算の際立った特徴というわけではありませんが、全体の流れとして脱ベッドタ

ウン、高齢者、若者、女性をターゲットに住みやすい奈良をつくるには、種もまいてというような気持ちです。

○川田委員 審議の中でも話はあったのですが、今は、リーマンショック以降の危機的モードから、今度は、平常モードに切りかわろうと、こういった一つの転換点にもあると思っております。

その中において、財政課からのご答弁にもありましたが、その意味でも種まきの予算であると。いよいよ未来への発展型に方向性が変わる時期が、平成30年度の予算からであると、このように我々も受け取っております。

荒井知事も今おっしゃっていただきましたが、種まき予算、これはもう非常に、我々も重要なポイントだと思います。昔のまま何もしないで、同じことばかりを繰り返していくということは、ほとんど開花もありません。ここで、平成30年度の種まき予算を実際編成されまして、一つどうしても聞きたかったことがあります。開花したときのイメージを県民にわかるように、一つご見解を示していただければと思います。

○荒井知事 種をまいて、いつ咲くのか、どのように咲くのかということです。勝手に夢を見ているという面もあろうかと思えますけれども、多少時間は先になるかもしれませんが、いろいろな話が今、奈良県を中心に動いてきているというのも、一つは、奈良は生駒山、あるいは盆地として囲われていて、閉塞的なメンタリティー、あるいは経済環境であったかと思えます。そのために、経済活性化が、多少どころか随分おくれた。住宅地には適切だけれども、経済を大きくするには、滋賀県と比べてみたらわかりますが、どうもおくれたという印象があります。今、京奈和自動車道が南部や中心部で開通することによって、工場が随分出てまいりました。今度は、大和北道路も含めて、京都まで開通して、上を通っている国土軸にぶつかっていけるということになりますと、すごく経済の条件がよくなるという一つの契機です。京奈和自動車道大和北道路ができるのはまだ10年少しかかりますが、それも大きな夢でございます。

その上で、20年後で確実になっているリニア中央新幹線の奈良市附近駅が具体的にどこかというのはわかりませんが、こういうプロジェクトは確実に実現すると思っております。この2つは、奈良県のアクセス性の向上には大きなインパクトだと思います。

それと、日本の経済が全体的に製造業からサービス業に転換して、その中で観光は大きな要素になってきた。観光を奈良県でもう少し経済の元手に取り入れたらどうかというのはかねてからの課題です。アクセス性の向上と、これまで持っております観光資源を活用

するという観点の要素が出てきているということです。今は既に奈良公園を中心に外国人観光客の方が随分あふれてきている。これは数年前にはなかった光景です。これが奈良県の経済に寄与するように、お昼を食べて土産物を買うだけではなしに、宿泊してもっと広く県内の南を回ってもらうということを夢見ています。

そのためには、県内のアクセス道路の整備や、景観、植栽など、奈良はすごいな、文化財だけではなしに、訪れてすごい魅力があるなというふうに仕立てなければいけないと思っております。そのように仕立てるための予算が種まき予算のようにも思っておりますが、それが実現しますと、一つは植栽がすごくきれいだなと、どこへ行っても川、景色もきれいだなと、町にも変な広告はない、食べるものもおいしい、ホテルもどこに行ってもいいホテルがある、宿泊もゆっくりする、その上で、奈良県の田舎はどこも落ちついた風情がありますので、落ちついた風情が残っているなど。社寺やいろいろな伝統的なものも巡りやすい、ここを探索するととても奥深い気分になるといったユニークな訪れ先となる奈良県をつくっていきたいという観光中心の夢になりますが、訪れてくれる人がすごくいいとおっしゃるのは住んでいる人にもきつといいに違いないと、働き場所も確保できると、少し言葉が上りましたが、そのように思っております。

○川田委員 ぜひともそういった奈良県になるように、我々も全力で傾注をしていきたいと思っております。

人が集まるというのは人の評価であり、ここに行けばいいなと思えば、集まってくれるわけでありまして、それに近づけるためには、荒井知事がいつもおっしゃっていますように、ある程度の投資も、必ず必要になってくると思います。いろいろな財政構造の転換の話も審議の中ではかなりやらせていただいたのですが、これから決して楽な財政状況の見通しがあるわけではないことから、今後、行政のやり方も大きく変わっていく必要があるだろうと。特に交付税算定においても、今までの取り組み度から、今度は成果方式に算定基準も変わっていくだろうということで、この平成30年度予算が組み上がって、いわゆる地財計画でも1,000億円ぐらいはもう既にこの平成30年度からは成果方式に予算がシフトされてきているというところもありまして、これも、やっぱり奈良県では、特に荒井知事がいつもお言葉でおっしゃっているエビデンスを持った、非常に強く持った行政の施策をしていかなければいけない。阿部財政課長からも非常にいいご答弁をいただきました。エビデンスを持っているだろうということでやったけれども、やってみたら実はエビデンスがなかったと、こういったものは厳しく対応していかなければいけないと、そし

て、前提として準備段階において、いかにエビデンスをきちんと持った上で実行に入っていくかという、非常に素晴らしいご答弁もいただきました。これは、非常に期待しているところではありますが、その中において、国でも、これはもう当たり前の話ですが、EBPM、エビデンス・ベースドの政策形成を重要視していこうということで、そのお話もさせていただきました。ざっくりしたことしかもう聞きませんが、これをやっていくには、イギリスや欧米ではもう取り組んでいるのですが、行政も、人材の育成と、データの集約という部門に投資をしているのです。だから、今のこの平成30年度の予算を見る限りは、余りそういったところには重点的な予算配分はされていない。今後、やっていく途中で補正予算などで出てくるのかもしれませんが、ぜひとも、ここはやはり投資をしないと、今の県庁職員だけで、そういったものをつくるといっても、これは確かに無理なところもあると思います。その結果、非常に取れんされた政策が生み出され、そして因果関係のある政策が生み出されるという、こういった方向に行くと思いますので、ぜひともこのあたりの力の入れぐあいの、荒井知事のご見解をお願いしたいと思います。

○荒井知事 川田委員のこの委員会のご質問を見ていますと、EBPMともおっしゃいまして、これは、私も前からエビデンス・ベースド、イギリスで発祥したNPMと言われる、ニュー・パブリック・マネジメントの一環で、イギリスはむしろ停滞して、これも日本の中で取り入れて真剣にやる地域とそうでない地域が出ているように私は思います。奈良県は、この分野に、もっと力を入れていきたいと思っています。その中で、一つは人材の投資、育成が大事で、こうやってエビデンス・ベースドと言っておりまして、奈良県の人材も、なかなか捨てたものではない、随分やってくれるというのが今の印象ですが、その中で、奈良スタットジャーナルを出しております。市町村も巻き込んで勉強会をしてくれています。何回も、スタットとは大事だということを県が発信して、地味なのですけれども、そのような勉強会をして、スタツリテラシーを上げようということでございます。これがどこかで効いてくるのではないかと考えております。

それと、エビデンスの使い方、検証エビデンスと目標エビデンスと2つあると思います。目標を立てないと検証もできない。今度の主要指標でも目標値をキー・ゴール・インデックス、KGIと呼んでおりますが、キー・ゴール・インデックスをまずつくろう。その中で個別のKPIと言われるキー・パフォーマンス・インデックスをつくろう。キー・パフォーマンス・インデックスは、ばらばらと出る傾向がありましたが、より大事なKGIを念頭に置こうと。それは、ミッション性の意識を高める効果があると思っています。

その指標をKGIで表現しようということから、表現すると、検証しなければいけないと。それはなるべく数字でKGIを出そうと。その狙いは、このKGIのIで出るのかというところはもちろんあるのですけれど、その繰り返しではないかと思っています。それが、川田委員がおっしゃるエビデンス・ベースドということに、目標管理をして、検証して、間違っていたところ、足りないところを直していくということを繰り返すのがこの地方府の基本的な政策遂行の役割ではないか、奈良県はぜひそれが板について、当然のように実行してくれないかと思ってきておりますが、大分板についてきたような印象も私は受けています。できるじゃないかという言い方を時々しております。まだこれからの部分もあるかと思いますが、川田委員が、いろいろな角度で見られるのも、エビデンス・ベースドになれば、とても発展的になってきているように感じているところです。そのような方向でのご質問は大変うれしい限りです。

○川田委員 細かいところはまた常任委員会などで議論をさせていただきたいと思います。

特に、エビデンスというのはバイアスのない方法により得たデータが基本になってきます。ニュー・パブリック・マネジメントも、外国あたりが非常によい部分があれば、悪いところも、確かにたくさんありました。イギリスもやり過ぎて、疲弊が出た部分もたくさんあります。日本でも、中曽根改革、中曽根内閣総理大臣のときにも多く取り込まれたということで、ここは僕も公共政策においては非常に勉強させていただいたところなのですが、それを新しい発展型と、そして今のAIや、ICT関係にどう取り組んでいけるかと。でないと、職員が一つ一つ計算してやっていると、膨大な時間を使って非常に労力もかかって、コストもかかってしまう。それをいかに効率的に使えるかということが最大の目標になってくると思いますので、ぜひとも力強く、推進いただきますようお願いしておきたいと思います。

臨時財政対策債の繰り上げ償還についてもご質問をさせていただきました。県債管理基金で、前回の決算審査特別委員会だったと思うのですが、荒井知事ともここは意見が合いました。県債管理基金は積み過ぎだろうということで、早速、平成30年度においては、100億円からの資金を臨時財政対策債の繰り上げ償還に充てていただいたという予算編成になっています。効果を聞きましても、単に繰り上げ償還をやるだけで1.5億円ぐらいの効果が出たと、阿部財政課長からもご報告を承りました。非常にこれは御礼を申し上げます。ありがとうございます。

まだまだ、やっていくところは多いと思うのですが、もう1点、気づきましたのが、現

在、この臨時財政対策債というのは、あくまでも先のお金の先食いをしていると。これは関西広域連合の井戸連合長にもご質問させていただきましたら、完全に先食いだとご答弁もいただいたのです。だけれど、今回のこの取り組みは地味のようで、非常に大切なポイントではなかったかと思っているのです。なぜかという、世代間の負担の不公平という問題です。繰り上げ償還をする、ところが、基準財政需要額への算入は延々と続くわけです。ということは、これは、将来負担する方に対しての利益にもなってくるということです。今回は、いつものような繰り上げ償還ではなくて、臨時財政対策債に対しての繰り上げ償還ですから、世代間の負担の不公平性を解除していこうという取り組みではないかと思うわけです。

その点について荒井知事に、将来負担は、今余りよく言われませんが、その辺の見解もあわせてお願いしたいと思います。

○荒井知事 県債管理基金はこんなに要らないのではないかと決算審査特別委員会でおっしゃったのを、私が県債管理基金が多いのではないかと言ったときは忘れていまして、後で、川田委員がおっしゃったことと符合する、どこかに頭に入っていたのではないかと思うのですけれども、結果的に、財政課が積み上げていた県債管理基金を減らして合理化してくれた。また、これからもしようというのは大変いい方向だと示唆いただいたのはこちらが感謝したいと思っております。これは、臨時財政対策債の30年償還を20年に、交付税と合わせていこうという大きなことですので、少なくとも国が借金をして、いろいろな扶助費に回して、建設国債であれば、多少は将来に効果が出ますので、後世に言いわけが立つわけですけれども、高齢者扶助のように、今消費することに使ってしまうと、後世の言いわけが大分立ちにくくなると思います。奈良県ぐらいのサイズで努力しても、国全体の借金体質が変わるものではないと思いますが、そのような意識を持って、地方政府の財政運営をしていくのも大事かと、少なくとも高齢者、あるいは若者の対応についてできるだけ投資的経費に回して、将来の奈良県民の方が楽をするように、いい目を受けるように心がける必要があろうかと思っております。そのための財政基盤の安定化ですので、公債費という全体の形で出てきますが、県債総額も減り始めていますので、これをできるだけ減らす方向で債権管理を、債務管理をしていけたらと思っております。

臨時財政対策債の県債管理基金を使った償還もしばらく続けられたらと思っております。財政課と相談して、実行していきたいと思っております。

○川田委員 今お言葉をいただきましたことは、非常に賛同できることですので、ぜひと

も進めていただきますようお願いを申し上げます。最後に、国民健康保険の県単位化についてお聞きします。

これも審査の中ではいろいろ議論はさせていただいたのですが、平成30年度から国民健康保険の県単位化が進むと。会計を来年度から県が統一してなされると。ところが、各市町村は、市町村単位での医療費がありますので、料率改定を行って、保険料を最終的に決めるのは市町村の権限として残ったと、このような構図になっています。

ところが、今回、今までも数回の委員会の中でもご審議をさせていただいてきたのですが、当初はどこに住んでも同じ保険料で、それが公平だろうと、こういう意見だったのですが、それ一つをもって公平とは言えないでしょうと。最終的に目指す方向性としては、当然その方向性で今、国もはっきり言っているわけですから、それはいいとしても激変をなるべく避けるようにゴールに近づこうというのが今のこの置かれている、法改正も含めた上でのご意見だと思うのです。その中において、所得割ともろもろの計算を入れたアルファゼロという方向で奈良県は選択されて、議会の議決も得られて条例も制定されたと、こういう結果だったのですが、医療費算定を入れた数字もあった上で、先ほども言っていましたけれど、エビデンスといった数字の比較をした上で決定されたのですかというのと、そういった計算はなされていなかったということで、前回、土井健康福祉部長にもお願いして、その数字も現在やっと出てきたところです。

これを見ていく中で、おおむねの話ですが、医療費水準を入れたほうが、保険料が若干抑ええられる市町村もある。そして、医療費水準を入れるよりも所得割でいったほうが、保険料が有利だという団体もあると。これは当然、各市町村間の構図も違いますので、ばらつきがあっても当然だと思うのですが、ここで一つ荒井知事にお願いを申し上げたいのが、特に、僕が選挙区として出ている香芝市でも、ここ数年平均でいきましたら、92%の収納率しかないのです。しかし、この数年間において赤字もないのです。何を言いたいかといいますと、92%の方に対して保険料率をお願いして、これははっきり言って少し高めの保険料率でやっているわけです。お願いをして、その92%の収納で100%の医療費を賄ってきていると、これが今、現実なのです。それをもって、まだなおかつ、今後、将来における高齢化など、国立社会保障・人口問題研究所あたりの数値を用いれば、簡単に将来の、ある程度の推計は出てきますので、基金も必要であろうということで、5億円をためてきたと。本当に努力して努力して、やっと基金も5億円をためてきたと。しかし、今回、この所得割の制度が変わるだけで、香芝市は実際、自分たちが使用した医療費以上

の保険料を払わなければいけない団体の一つになってしまうわけです。せっかく今まで苦労して、高めの保険料をお願いして、5億円もやっと積めた。そして、今回、調整に使おうと思っていたけれども、今のこの計算であれば、虎の子の5億円も、数年間で全部食い潰されていくといった制度設計になってしまっているのです。では、我々が、過去10年間やってきたことは何だったのだということで、香芝市の保険担当を古くからやっている人を私も知っていますから、もう本当に、今嘆いている状態なのです。ほかの団体を調べましたら、ちょうど、きょうの読売新聞朝刊の1面に出ていましたけれども、国民健康保険料が55%の団体で若干安くなりますと。なぜかというと、国から約3,400億円の財政支援が今後入ってくると。そういったものの調整も使って安くなるでしょうと、これが今の構図なのです。47都道府県ありますけれども、医療費水準を計算に入れていない団体は、大阪府と奈良県、広島県、佐賀県、滋賀県の5府県だけなのです。でも、5府県一緒かという、滋賀県などは、今言っている国から入ってくる交付金で調整をなさないと。自分たちが今まで一生懸命やって使っていた、医療費も抑えようと努力してきたので、それ以上の保険料になるところに関しては、このお金を使って調整してあげなさいというのが本来の目的だと思うのです。

けれど、今回奈良県では、2号交付金といいます、この2号交付金の使い方を見てくださいと、今まで市町村が保険料を高くしないでおこうと、これは市町村が決められていたことですが、一般会計から繰り入れがなされていました。ということは、その分被保険者は、本来払わなければいけない保険料よりも軽減されていたわけです。けれど、今度も、この2号交付金もそういうものに充てられていて、本来努力し、そして赤字も出していない、基金もためてきたところに交付金が使われずに、保険料が上がる計算が出ていまして、せっかく努力してためた虎の子の基金も、数年で自動的になくなっていくという計算はあまりにも不公平ではないかと、このように我々が分析した結果では出ているのです。

ぜひとも荒井知事をお願いしたいのが、大きく制度を変えるときは、いろいろな問題事もありますし、全てがうまくいくことはもちろんないのは当然心得ております。しかし、正直者がばかを見ない、国からの交付金も、もちろん住民も皆さんが払われている税金ですから、ぜひとも2号交付金の調整の仕方に今後一定のご配慮をいただき、できる限り、皆が得するということはありませんが、損するところがないような組み方にもう一度再考いただければと思うわけですが、いかがでしょうか。

○荒井知事 国民健康保険の県単位化について、川田委員のこの委員会での質疑をずっと

読ませていただきました。大変奥深い議論です。課題も抱えていると思います。その中で県民、あるいは香芝市民の方にどのようにうまく説明できるか腐心をしております。その中で、アルファゼロとアルファ1の結果の違いを出しなさいと、これは大変至当な一つの立派なエビデンスになってくると思います。

保険の設計を今後どのようにするのかということですので、ぜひ引き続き議論をお願いしたいと思うのですが、その中で基本的な考え方として、県営保険になるときの保険料の考え方は、県内にいけば同じ所得、同じ世帯であれば同一保険料にするということを中心にしております。保険の本質にかかわることですが、個別の医療費水準と離れているわけです。県全体の医療費と負担の関係は、マクロで一致しなければいけないと思います。県全体の医療費は何千億円かあるわけですので、これが一致しないで保険料をむやみに安くして、県の繰入金でどんどん下げるとは、市町村で破綻するから県でしょう、黒字経営を目指さなくても、国の補助金、交付金をもらってでも、そこそこ維持できたらいいという性格のものだと思っております。そのときに大事なのは公平性ということですが、県営保険の公平性は、負担の公平性、今言ったようにどこでも同じ保険料になるというのが一番の公平性だと思います。

もう一つ、川田委員が議論されていた中での公平性は、今までの市町村保険と県営保険になるこの道筋における公平性はどのように担保できるのか、下がるところも上がるころも、上がり方が激しいところもそうでないところもある。その原因によって公平性を担保しなければということで、やり方は幾つかあると思うのですが、資料を見てみますと、医療費が安くて保険料が安かった例もありますけれど、医療費は安いけれど保険料は高いところもあるわけです。逆に、医療費は高いけれど保険料が低い、これは法定外繰り入れをしていたなど、そういうことが現実にあるわけで、そもそも安いというのはどういうことで発生するのかということです。

まず、医療費がそもそも安い市町村とそうでないところがあります。1人当たり医療費の差が、少し古い資料かもしれませんが、一番安いのは山添村です。三郷町が一番高くて1.6倍ぐらいあります。それはなぜかということになるわけで、山添村は努力して三郷町が努力しなかったからかということ、一概にそうも言えないと。総じて言われておりますのは、三郷町はお医者さん好きだ、お医者さんがジェネリックの使用率が低い、比較的ですが、高額の薬を使っておられるということは多少わかるのですが、それは今の制度でできることですので、それが三郷町の保険料を上げているわけで、三郷町は財政が

多少豊かな法定外繰入金で下げようということもされて、そういうのがばらばらとしているわけでございます。香芝市のケースもありますけれど、香芝市はどちらかという医療費が低かったりするわけでございます。若い人が多いから、病気になる率が低いなどということもありますし、総じて言えば医療費の支出水準は、お医者さんの多いところが医療費支出が多いということです。市町村別の差はなかなかわからない。近隣へ行ったりしますので、その地域としてお医者さん、私がよく言うのは、市町村別に医療費が高いと、この町はお医者さん好きですねというのですけれども、お医者さんが高い診療報酬を稼ぎすぎですねと、この2つがあると医療費がどんと上がってしまう傾向があると。それが保険料にはね返るのは、大変だから繰入金でやるというパターンが余りよくないパターンです。それを今後、この道行きで救うのかという、余り救うのは公平ではない感じはございます。では、どのように納得してもらおうのかになると思います。最後に行き着くところの県営保険の公平さはアピールできるのですけれども、道行きの公平さを、香芝市の例しかり三郷町しかり、ほかの例がしかりであると思います。これは工夫の要るところだと思います。

2号繰入金を使って激変緩和するところまでは決まっておりますが、どういう理屈であるのかという点が川田委員との議論の一番大きな点かと。なかなかすぐには結論が出ないと思うのですけれども、県のやり方の基本線はなるべく被保険者、住民の方の激変は避けると。市町村保険の損得は多少我慢してもらおうと、市民の方の保険料が上がるのは、ある程度激変緩和しよう、順番にげたを、坂道をつけようということの基本にしたいと思っております。被保険者の立場に沿って激変緩和措置、1,000を超える動きは、激変緩和措置が使えることになりましたが、それを住民の方にすぐには上がらないで、最終的には県全体として医療費を抑制して、全体のマクロで医療費と保険料がつり合うというのが県営保険です。みんなで努力しましょう、市町村別に医療費の低いところも高いところもありますけれども、医療費が高いといっても人口の少ないところでほんと高いと、寄与率は低いけれども大変目立つということですので、医療費が高くなるのは必ずしも行政だけの責任ではないことがある程度わかってきていますので、県営保険は大変いい制度だと思っております。奈良県は県営保険の理想を追求している県だと言われております。厚生労働省も、最後の県営保険の姿は医療費水準とリンクしない、遮断したほうが良いと、設計としてはそのように言うておられますので、奈良県は勢い込んで遮断することについて、説明したら奈良県の取り組み姿勢はすばらしいと言っていていただいております。さて、それが県

民の皆さんのご理解を得て実現できるのか、そのためには全体として医療費水準をできるだけ下げて保険にはね返らないようにという大きな課題があります。医療提供体制の整備、医療費適正化、保険、健康増進の4つが、県の仕事になって、一元的に責任が発生しているので、責任を十分感じて、四位一体でいい意味で保険経営にはね返るようにできないかというのが、勢い込んで言っておりますけれども、そのような今の気持ちです。

そのような中で望ましい保険設計にどうたどり着くのか、県民の理解をどのようにするのかということではいろいろな考え方があるように思いますけれども、今の考え方は、被保険者の階段が急にならないように、ここまで行き着くということを県全体の市町村のご理解を得て、そこに行き着くときの階段自身も不公平にならないように、保険はやはり不公平さを感じるようになる一番いけませんので、でき上がった姿の公平さは、奈良県が一番公平さの目指すところは高いように言われておりますので、それはいいと思うのだけれど、階段の公平さはいろいろなケースがありますので、こちらは公平だといってもこちらは違うではないかと言われる可能性がありますので、まだ十分に、これが一番公平だといふところまで、理屈で胸を張るところまで正直ないのですけれども、目指すところは、被保険者の公平さを一番大事にしようと、階段を同じような角度で上っていくようにできないかという設計をしているところです。

その点についてはきょう時点でのご理解を賜りたいと思いますのと、今後の設計の変更にもどのように県民の方が反応されるのかも踏まえながら、またご相談申し上げることができたらと思う次第です。

○川田委員 方向性は荒井知事と同じだと思っております。前にも言いましたけれど、市議会議員時代も、県単位化の保険制度に変えるべきだという意見書を上げたりしてました。ただ、我々が思っていた形とは少し違う制度ができてきたというところもあります。

簡単に整理させていただいたら、調整交付金は、マイナスになるところに対してマイナスにならないようにしてあげてくださいと、こういう意味が大きくあると思っています。けれど、荒井知事の今の言葉を聞いて、調整を今後やっていくのだということは非常に僕はうれしかった言葉なのですが、今までは何度言っても全部門前払いというか、そんなことはしませんという言い方をされてきました。けれど、今まで利益を受けていた方が利益が減る話と、全く利益も受けていない方が損する部分と、そこははっきりと分けていただきたいと思うのです。損するところを調整いただくのが交付金の目的でもありまして今、荒井知事がおっしゃったように、階段のステップがごとと上がるということを調整してい

くのは非常に混乱を招きますから、民生の安定ということでも、そこは重要なポイントだとは思っています。

要は、もうそこだけを分けていただいたら、いかに不公平な交付金の使い方になっているかはおのずとして見えてくると思いますので、どうか今回、医療費算定を入れないでやった場合、香芝市ばかり例を挙げて申しわけないのですが、料率改定権は市町村に残っているわけですから、市町村で使われた医療費に対して計算して、あなたは保険料をこれだけ納めてくださいという制度が残っていますので、何もみずからが使っていない医療費まで大きく料率決定してしまうのは、市町村はなかなかできないと思います。だから、そのための交付金だと思いますので、ぜひともその交付金を荒井知事のお言葉どおり、公正・公平に担保いただくというのが最大の重要な点だと思いますので、そこはよろしく願いを申し上げまして、質疑を終わります。

○小林委員 それでは、質問させていただきます。

2018年度から、県と市町村共同運営となります国民健康保険の都道府県化についてお尋ねします。

今も議論がありましたが、お尋ねしたいのは、日本共産党の代表質問で今井光子議員が、県単位化に伴ってなぜ保険料統一を目指す必要があるのかと質問をいたしました。全国共通の制度であることから、保険料負担の不公平は解消すべきとされて、県民負担の公平性を図る観点から、同じ所得、世帯構成であれば県内どこに住んでいても、保険料水準が同じとなる保険料の統一を市町村とともに段階的に進めていくとご答弁がありました。しかし、その前提に県民の受ける医療提供水準の均てん化を図りつつともありました。どこに住んでいても受けられる医療には格差があります。それは医療資源の分布や医療にかかわるスタッフの状況からも明らかではないでしょうか。

そこで、お尋ねします。県内保険料水準の統一化という負担の公平化を図るのであれば、まず、県民の受益である地域医療の提供水準の均てん化こそ先に必要ではないでしょうか。

2つ目は、代表質問で、国民健康保険法第77条に基づく保険料の申請減免、独自減免の継続を求めたことに対して、今後市町村と協議をしていくとのご答弁がありました。この点では県として市町村の判断に任せ、継続を強く求めていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。以上です。

○荒井知事 1つは、保険料の統一化という負担の統一化と医療提供水準の均てん化という2つの要素が、うまく制度上マッチできればいいのですけれども、医療経済は、価格が

全国一律で決まっています、それに従って供給曲線があるだけのマーケットに思えますので、なかなか一緒のマーケットで制度が一致しないというマーケットだと思います。

その中で、医療水準が均てん化しないと、今の奈良県の南のほうがそうであるかもしれませんが、医療水準は低いのに、その町での難病の発生などで医療費はやはりどこでも発生しますので、1人糖尿病の方が出ると、保険料にそのまま反映するとすごく保険料が上がってしまうというのが市町村保険の弱点の一つでした。それを解消するのに、保険集団を広くして県域化しようということと、それと並行して医療水準を南にも東にも均てんするということが国が都道府県知事に要請されているように思います。医療水準の均てん化は、奈良県は正直おこなっていたように思います。救急医療が不足していたり、がん治療のような高度医療も不足していたように思います。それをこの10年一生懸命努力をして均てん化するようにしてきたように思います。まだ不十分といえば不十分だと思いますけれども、均てん化の努力はまだまだ続けなければいけないと思っております。

今までの均てん化は、救急医療はなかなか助けに来てくれない、救急車一つも来てくれないというのが南部地域、東部地域の悩みでありましたが、ドクターヘリで飛躍的によくなって、しかもヘリポートが3つできるといういうことで、救急医療のER型で随分医療の展開はよくなったと思います。あとは高度医療、あるいは身近な医療の展開は、市町村の医師会や中小病院のあり方にも影響しますので、今、地域医療調整会議で必死に、ある医療資源をうまく均てんできるように県がコーディネーターになることができますので、そのようなことを図っているところです。均てん化が前提になるという点については、並行してやるべきだと。それはそれで、前提というのは保険制度とリンクをしないということ、マーケットはリンクをしていないということになりますと、均てん化はどこまで行けば納得できるのかということにも関係しますので、並行してというよりも先駆けてという気持ちですけれども、この10年間、そのように努力をしてきたつもりです。各地も同じようなことかもしれませんが、ここに至って保険の県域化が国も全国一律で踏み切られたわけですので、奈良県もそれに沿って、提供体制の均てん化と保険の負担の平等性を確保したいという時期になってきていると思います。

○小林委員 医療の格差を解消していくために、特に救急医療などを努力されてきているということで、そういう点については評価をするのですけれども、実際は、全国的にも医療機関などは県庁所在地に集中している傾向があります。奈良県は特に、荒井知事も言うておられますように、医療資源の地域差が非常に大きいところです。これまでも質問をさ

せていただいたときにも繰り返し指摘をしておりますけれども、今、在宅医療の流れが強まっている中で、在宅医療支援診療所や訪問看護ステーションの数など、北部と南部とを比較してみますと大きな開きがあります。この開きは、短期間ではなくすることができないと思います。しかし、奈良県の医療資源の格差は、例えば国保診療所しかなく、毎日診療ができていないところもありますし、開業医や医療機関のないところもあります。こういう状況が、まだ奈良県には現実にあるという状況なのです。だから、地域の実態とかけ離れて保険料を統一化していくことは、医療を受ける者にとって大変不公平になるのです。負担が公平でも、医療を受ける状況は不公平です。医療費格差がない、医療費水準が同じとして、統一保険料の計算がされております。

これは代表質問でも紹介をしておりますが、繰り返し紹介します。愛知県の国保運営協議会では、2013年度市町村の1人当たりの医療給付費には1.7倍の格差があり、保険料水準の統一を目指せば、医療費水準の低い市町村の保険料負担が大きく増加する問題点が生じる。地域の医療資源が平準化されることが大事で、それにより医療給付費が平準化されていくべきで、保険料統一が先にあるべきではないと、このように議論をされております。もちろん国はガイドラインは出しました。それに基づいて奈良県も国民健康保険の運営方針を出されましたが、このガイドラインには、確かに都道府県内の保険料水準を統一することも可能な仕組みとしていると、統一保険料率に触れております。ただし、都道府県内に医療費の水準に差がある場合などは、まず市町村ごとの医療費に応じた保険料率及び給付金の算定になる。都道府県ごとに統一保険料にすることの是非を検討する必要があります。あくまでガイドラインは、つくられました国民健康保険運営方針もそうですけれども、法令ではなく、法的な義務のない技術的助言でありますから、それをするかどうかは、都道府県内の医療の状況をよく協議、議論をしていくことだと思います。

それで、お伺いしたいのですけれども、医療費は診療報酬のもとに支払われます。診療報酬は診療行為に対して支払われるもので、医療内容及び結果について支払われるものではありません。医療費と医療内容は同一のものではありませんけれども、奈良県の医療費水準の格差、医療格差は歴然としています。格差があります。まず、医療の平準化が先になされるべきではないかと思います。統一化を目指す制度設計で、6年先にはもう統一していくとされておりますけれども、この方針の見直しをしていただきたいと思います。いかがでしょうか。

○荒井知事 医療費水準は、例えば1人当たりの医療費支出額は全国でも差がありますけ

れども、奈良県の市町村別に差があります。これを格差と呼ぶのかどうかということなのですけれども、呼び方はともかくとして、1人当たりの医療費が同じにならないと保険料も統一できないということであれば、永久にできません。どういう理屈で目指しておられるのかは理解に苦しみましたが、市町村保険の持続が困難になってきていることから、保険料を一定にしようということなのです。保険料水準を平等にしようというのと、医療費水準を一緒にしなければいけないというのは、医療費水準は、いろいろな医療費の発生は市町村別に都市によっても違いますし、小さな市町村だと病気の人があると、医療費水準がすぐ上がってしまうと。大きな手術をする人が2人出れば、1人引越してもらわないと、小さな町村長が言うておりました。そのぐらい保険に打撃を受けると。時に出る難病者は、出るなどと言っても無理なことですので、小さな市町村がある奈良県にとっては、私は無理な相談だと思います。医療提供水準をなるべく均てん化していけるようにするのと、医療費水準が一定になるようにというのは、これは違う話だと思います。ご所論で医療費水準が一定になるまで保険料水準を一定にしなければいけないというのは、おかしいのではないのでしょうか。

○小林委員 医療費の格差の差異はそんなにすぐにできるものではないと、医療水準の均てんといってもそれは無理があるのではないかということなのですけれども、国のガイドラインで出しているのは、都道府県内の市町村の状況などをよく見てということですが、奈良県の場合は、差異がかなり大きいわけです。そういう中で統一保険料にしていくということは、先ほどの公平性ということからいくと、県民にとって、医療を受ける側にとっては不公平が出てくるということで、今回国から、統一保険料を目指すという方向性は出されていますけれども、都道府県内の市町村の医療を受ける実態をいろいろ協議して、それで考えていくということですから、今、私が申し上げたのは、奈良県の場合はもう既に方向を決めてしまっていて、6年後には統一をしていくということを出しているわけです。先ほど愛知県の例を紹介しましたがけれども、その辺の状況はよく見ながら、先に保険料の統一化ありきではなくて、議論する中でしていくべきではないかと思うので、もう決めてしまっているのですけれども、そういう方向についてやはりいろいろ検討をされるべきではないかと申し上げてきたわけです。

それはそれとして、先ほど市町村の独自減免については、お答えがありませんでしたので、よろしくをお願いします。

○荒井知事 保険料の減免です。これは市町村が条例で定めることになっております。小

林委員ご認識のとおりです。市町村ごとに差があります。また、医療機関の窓口での一部負担金の減免ということです。これも市町村が要綱で定めることになっています。保険料の県単位化後、これらの減免制度の取り扱いどのようにすべきかですが、県は、県域での国民健康保険の運営は公平な扱い、市町村もそうですが、県民全ての方が、できるだけ公平な扱いになることを強く願っております。この市町村の独自減免について、今後どのようにすべきかという点ですが、既に市町村が条例等で定めておられますので、その事情をしんしゃくしないと、県が独自でなかなかこうあるべきというほどの強いことも言えないのではないかと今のところ考えております。

今後の減免については市町村とよく協議をしていきたいと考えておりますが、その際、市町村が勝手に決めてもいいのではないかとのご所論かもしれませんが、県営保険になった後の減免制度のあり方として公平性が担保できるかどうかという観点でも県の意見を確立しなければいけないという感じは持っております。もう少し具体的な検討をした上で県の意見を確立していきたいと思っております。

○小林委員 減免ですけれども、やはり市町村が地域の歴史と市町村の権限でやってきた制度で、ぜひその点を尊重していただいて、市町村自治が尊重されるように求めておきたいと思えます。

それから、先ほどの議論の続きになりますけれども、保険料の統一化により医療費水準の低い市町村の保険料の負担が増大することにとどまらず、いろいろ今までも資料を見っておりますけれど、これから毎年保険料の上昇が多く市の町村に求められてまいります。6年かけて上げるところと、3年くらいで上げていくところなど、いろいろありますけれども、そういう状況があります。

今回県が、それぞれの市町村に標準保険料率を示されたと思えますが、保険料負担が差があるという実態、国保運営協議会委員からこのようにご意見がありました。求められている納付金を納めるためには、その標準保険料率では不足をすると。保険料の引き下げはできないと。そして、県と市町村の予測の乖離があると。納付金や保険料率を算定する基礎となります所得、加入者数について、これは町の予測よりも多い所得、加入者数で計算されていて、示された標準保険料率では、不足をするというご意見がありました。それで、実態に見合った納付金になるよう年度途中でも修正を求めたいと、これは自治体の意見ではなくて、国保運営協議会委員に参加されている方の意見です。それから、統一保険料率では、多くの自治体は相当な負担増になっていくと。そして国や県の公費負担の引き上げ

が必要になってくるというようなご意見を寄せていただいております。

それで、もう一点だけお尋ねしたいと思いますが、納付金の年度途中の修正や、国、県の公費負担の引き上げについては、どのようにお考えでしょうか。

○荒井知事 統一の保険料と実際の納付金との乖離は、どのようなケースで出るのか、いろいろなケースがあると思います。今、小林委員がおっしゃったように、母数を多く計算し過ぎた。これは修正可能だと思います。エビデンスで修正可能だと思います。考え方を一致していただければ、数字を曲げて得しようとか、うちだけ損をしているのではないかということを、やはり見える化することだと思います。このように計算して、統一保険料はこのように決まっているのだと。そのときの納付が現実にどのようにできないのかということは、市町村で言うていただくことが何よりだと思います。どちらも見える化をして、議員にいろいろなことを言いに来られるのもいいのですけれども、我々の担当にも、こういうことだということを客観的なデータで言われて、それが現にある公平さであれば解消すべき不公平さということになりますので、その解消は当然しなければいけないと思っております。これがそういうものかどうかをまず確立して、共通の事実で、ファクトであるということを確認した上で、不公平かどうか判断して、どのように解消するかを個別に協議をさせていただきたいと思っております。

○小林委員 済みません。もう一点、統一保険料率でいくと多くの自治体では相当な負担増になる、国、県の公表負担の引き上げが必要とされているのですけれども、それについてはどのようにお考えでしょうか。

○荒井知事 何の負担増ですか。

○小林委員 保険料率が統一されると多くの市町村でどんどんどんどん保険料上がるという状況になっているのですけれども、負担がふえていくことで、国や県からの公費負担の引き上げが必要になるのだけれども、それについてはどのようにお考えですか。

○荒井知事 保険制度ですので、保険でやろうということは個別の負担、病気になったから100万円の医療費がかかる、これは家族にとっても大変だからみんなで持とうというのが保険制度の根幹です。保険制度が、皆保険があるから我々は安心してという大変ですけど、安心して病気にかかることができるというのが日本のすぐれた皆保険制度です。それを永続的に維持しようというのが今回の基本的な要請です。

だから、医療費が全体としてふえれば保険の支えも要るということは当然ですが、それを、病気にかかっても、日本共産党はいつも、公費で、税金で賄えと。税金がどこから出る

のかというと、税金で取るか保険料で取るかという選択肢になるわけです。保険料で取ったほうが合理的ではないかという選択を医療の保険でしたわけですので、それは合理性があると。病気になったときは人からお金が欲しい、しかし、人を支えるのは嫌だと、これは保険者としては不適切な考え方になるわけで、みんなで支え合おうというのが日本の皆保険を支えてきたスピリットであると思います。ぜひその点については小林委員の支持者の方にもそんなものだということをぜひ説得して、そういう考え方に反しておられないと思うのですけれど、みんなで支え合おうということを、自分だけ得しようともし思っておられるとすれば、それは違うのではないかと思うところですが、ちょっとそのように聞こえて、勝手にとったら失礼ですけれども、場合によっては、全体の医療費が上がるのはみんなで支え合う中で上がる、それは見える化で合理的に上がっているのかどうかということとは、保険者として証明しなければと思っております。

○小林委員 やはり今、国民健康保険料は非常に高いのです。ほかの健康保険などと比べて、同じ所得のラインだとすると1.25倍から2倍の保険料の高さになっています。国民健康保険の制度は、出発したときには社会保障の制度として、誰にでも医療を保障するものとして出発をしております。そういう意味で、当初は国民健康保険の加入をされている方というのは、低所得の方が多い、不安定な方が多いということで、国も社会保障審議会の答申がありまして、国がやはり公的な負担をきちんとしないといけないという方針でやられてきたわけです。それがどんどん国からの国庫負担が減らされて、当初50%あったものが今は20%少しという状況です。ですから、当初の、誰にでも命を守る医療を保障するという点からいきますと、公的な負担はやはり引き上げをされなければならないと思いますが、その辺についてお聞きしたわけです。

全国知事会は、昨年7月に国民健康保険制度のさらなる改革に向けた提言を発表されました。そのときに、国民健康保険への定率国庫負担の引き上げがまず第一に上がっておりました。荒井知事はもちろんご承知だと思います。それから、2つ目に子どもの医療費無料化の国の制度の創設、3つ目に自治体の医療費無料化の取り組みに対するペナルティーの全面中止、そして、4つ目に子どもの均等割の軽減などを提言されました。そして、これは全国知事会も要請されましたし、全国からいろいろ声も上がったと思いますが、子どもの医療費の無料化制度でずっと子どもも質問してきましたけれども、このペナルティーが中止され、来年8月から現物給付化が実現することになったと思います。そういう状況だということを述べておきます。

最後に、意見を述べたいと思います。実は、被保険者というか住民の圧倒的に多い切実な声は、保険料が高いと、そして払える保険料にしてほしいという声です。

だから、そこにしっかりと耳を傾けていただきたいと思います。保険料を統一してほしい、同じ保険料にしてほしいという声に応じて、負担の公平性ということで一生懸命制度づくりをされているわけですが、これは恐らく市町村長などからの声を中心ではないかと思いますが、住民の方はそういう声が圧倒的なのです。だから、この枠組みを考えると、やはり第一に考えていただきたいのは、住民の負担を軽くするためにどのようにしていくかということではないかと思います。

戦前の国民健康保険は、国の国民皆保険計画より以前に、全国の市町村が目の前にいる住民の命と健康を守るために、特に東北の農山村では無医村がたくさんありました。国保診療所や公立病院をみずからの手で作ってきたという歴史があります。全国に今、1,720の市区町村がありますが、1950年代には約4,000の市町村がありました。それぞれの市町村国民健康保険はそれぞれの歴史があって、現在ある制度はその歴史の結果であります。だから、国民健康保険は全ての国民がほかの医療保険に加入できない人が入ることができる医療のセーフティーネットになっている命綱です。そのために国民健康保険法第1条には、この法律は国民健康保険事業の健全な運営を確保し、もって社会保障及び国民保健の向上に寄与することを目的とすると明記されています。これはこのたびの法改正においても改正されることなく、その精神が生きておりますので、こういうこともしっかりと見ていただき、やはり統一化は、非常に保険料の負担がふえていくということなので、ぜひ制度設計をもう一度見直していただきたいということで、終わります。

○**奥山委員長** 審査の途中でありますけれども、暫時休憩します。午後3時20分から再開します。

15:08分 休憩

15:22分 再開

○**奥山委員長** 休憩を閉じて再開いたします。

○**山村委員** では、質問させていただきます。

最初に、京奈和自動車道路大和北道路について伺います。

荒井知事は、国の直轄事業であっても建設費の地元負担は3割となり、トンネル工事では事業費がふえると県の財政負担が飛躍的に増大となるということで、県の財政事情も勘案して選択と集中の観点から事業を進めることが重要と考えていると述べられ、当面事業化

の要望をしないと述べられました。そのとき私は、大変よい決断をされた。いろいろ関西財界などのおつき合いもある中で、奈良県のことを考えてのご発言はすばらしいと思っておりました。また、関西広域連合についても、当初は入らない選択をされまして、屋上屋を重ねることや奈良県の立場についてきちんとした考えを表明されて、その点についても共感をしておりました。いろいろ意見は違いますが、この点については私自身納得しておりました。

ところが、一転して今回事業化の要望をされたということで、どうしてなのかと疑問に思っております。私は、ぜひ直接荒井知事からお伺いしたいと思っておりましたので、今回そのことについて理由をお伺いしたいと思います。

○荒井知事 山村委員と、あるいは日本共産党の皆さんと意見が合うときもあるのですが、なかなか政治的に賛成していただけて、だからどうこうということではなく、個別の案件ですので、だから、そう義理はないと思っております。そのときの意見を適切な意見と思えばそのように態度をとらせていただくというだけのことで、お互いさまであろうかと思っております。

この京奈和自動車道大和北道路の状況の変化ということになると思います。一つは、京奈和自動車道は随分効用が出て、役に立ってまいりました。それは奈良県の工場立地件数が飛躍的に増大してきていることであらわれてきていると思います。これは京奈和自動車道の効果だと思っております。また、経済が活性化すると交通量がふえ、渋滞が発生してきているということです。

もう一つは、近畿の高速道路の環境の変化です。近畿の高速道路ネットワーク全体として見ますと、高速道路ネットワークは急速に形成されてきているのがわかります。京奈和自動車道全体をとりましても、南の和歌山区間は全通しております。残っているのは、ほとんど奈良県部分だけということです。また、北のほうに阪神高速道路もありますけれども、とりわけこれから大きな影響があるのは新名神高速道路の全線開通でございます。新名神高速道路が全線開通しますと、この威力はとて大きいわけで、平成35年度に全線開通の予定だと聞いております。

もう一つ大きいのは、平成28年12月から新たな高速道路料金に関する方針が変わってまいりました。有料高速道路の考え方が変わってまいりました。有料高速道路ネットワークを再編するということが、管理主体が阪神高速、NEXCOと分かれているものをできるだけ単純にする。料金体系も、関西空港に行くまでいくつも料金払わなければいけない

ものを単純化、距離比例にしようという動きが急速になってきております。

さらに、奈良県に関係しますのは、大和北道路が関西大環状道路の中で唯一のミッシングリンクになっており、関西の発展を阻害するネックになってきているという面もございます。そのような環境の変化があらうかと思えます。それに対しまして、奈良県だけが乗りおくれではいけないということです。大和北道路の残りの未事業化区間は、トンネル部分が残っています。それに対してNEXCOで一緒にやってもらえたらということをお打診しましたら、そういうこともできますということです。合併施工方式ということですが、合併施工で有料道路の部分と国道部分と分けてやると。そうしますと、有料道路事業が入りますと地方負担が確実に削減される、またネットワークの早期完成も期待できるということです。

そのようなことから、NEXCO化をすることに踏み切ったわけですが、先日、太田議員から、NEXCO化しても地方負担の軽減が、有料道路になる部分が100億円か200億円ぐらいだとおっしゃられました。それでは、どの程度までなれば日本共産党はオーケーと言われるのですかと逆に問い合わせましたら、その手には乗らないと行って終わってしまった経緯があるわけでございます。先日、3月16日に国の社会資本整備審議会道路分科会が開催されました。その中での資料ですが、有料道路事業の事業費は約1,170億円となっています。全体事業が2,900億円ですので、4割以上が有料道路になっていたと。残りの部分の3割という地方負担が確実に軽減されている結果です。太田議員もびっくりだと思いますが、それで賛成されるのですかということにはならないかもしれませんが、負担が多いからと太田議員は言っておられましたので、このような有料道路部分の計算も出てきたのは大変大きなことだと思います。地方負担の軽減ということからはとても大きなことだということで、そのような方向での議論が進んでいることを大変喜んでいる次第です。

○山村委員 いろいろ理由を上げていただきました。工場立地に役だっているという話については、私も、郡山から以遠ではふえていると思っていますし、ふえている原因として、ネットワークという形でいえば京奈和自動車道ができて無料で通れる上に、西名阪自動車につながっているということも一つの要因ではないかと思ったりはします。多くは職員の皆さんが大変努力をされて、誘致に活躍されているということもあると思っていますけれども、そういう事情はあると思いますが、次の交通量が増加して渋滞が発生しているというところは少し違うのではないかなと思っています。

もともと京奈和自動車道の構想ができてきましたのは、1987年の新しい近畿創生計画すばるプランで打ち出され、1987年の第四次全国総合開発計画を経て提起をされてきたものであります。関西国際空港や大阪湾岸、神戸、京都、大津、関西学研、奈良、五條、橋本、全体を結んでいく関西大環状道路の一環として位置づけられたものだと思います。それは荒井知事もお述べになったところだと思います。しかし、政府は、世界遺産委員会への報告では、開発のための道路ではないということで、大和北道路は国道24号の深刻な渋滞解消と交通事故減少が目的と報告をされていますし、国会でのこの間の答弁でも渋滞対策であるということを強調されております。しかし、このことで考えますと、国土交通省が国道24号の渋滞を重点的に解消していくということで、県も一緒にですが計画が立てられて、既に工事も行われ、今後も改良が進んでいくという状況があります。

これから先、予測によりますと、自動車の交通量そのものは減少していく傾向にあります。既に現在の国道24号の交通量は5万台から6万台という状況であり、計画当初の整備予測では1日7万台あるものを、大和北道路をつくって5,200台から6,000台に減らすという計画であったということになっております。こういうことから考えても、既に通行の見通しは現実には減ってきている状況があります。

そういうもとの費用負担は軽くなると言われましたけれども、整備の前提条件、つまり渋滞を解消してもう少し流れをよくしていこうということからすると、整備目的については、当初の予想とは外れていると私は思います。過大な投資になるのではないかと思うのですけれども、その点はいかがでしょうか。

○荒井知事 道路整備の目的が渋滞解消が一つ大きなことであることは間違いありません。現に渋滞が解消していますけれども、これほど過大な投資をして解消すべき渋滞かどうかという論点に絞っておられます。それ以外に道路の必要性というのは、ネットワークの環状道路というのは、関東の環状道路が最近できて、ほとんど完成しております。関東の環状道路で大きな効果があったのは、内陸部分の雇用の発生です。渋滞を解消するという時代で、湾岸とか京浜とか京阪とかで渋滞道路を大都市部で解消するということで躍起になってきたわけですが、先ほど最初に申し上げましたように、ネットワークを形成することによって日本の経済体制がすごくグローバル化に適して輸出ができる、内陸に工場があって、内陸の工場に働く人が出て、輸出に結びつくといったことが現に起こってきています。関東は環状道で、圏央道がいち早く完成し、関西はおくれている状況で、愛知の中京も完

成してまいりました。関西の経済が中京に経済GDPでは抜かれるという状況です。私は、その大きな原因はインフラの整備のおくれだと思います。

開発道路とおっしゃいましたが、開発の仕方が随分ネットワーク的になってきているということが一つ大きなポイントだと思っています。ネットワークになれば内陸に働き場ができる、現に全通していない奈良県においても、かつてないほど工場の立地があって、その雇用が何千人と発生しているわけです。その点については、お認めいただけると思うのですが、そのような効果があるのをほかの地域、今までは滋賀県の国土軸の通り抜けのところに工場が集中して、奈良県からもパナソニックなどが移っていったわけですが、今度は逆にこういう道路があれば、パナソニックというわけではありませんが、いろいろな工場が帰ってこようという動きが盛んになってきています。奈良県で工場適地がないかと引き合いがまだ続いているわけでございます。そのような状況の中での道路の必要性和考えているところです。

○山村委員 道路の必要性をるる言われました。ネットワークをつながないと効果が出ないと荒井知事はおっしゃったのではないかと思うのですが、今の奈良県の中で、大和北道路をつくらないとつながらないということではなくて、国道24号もありますし、京都にも行けるわけです。改めて巨大な投資をしてつくる必要が果たしてあるのかというところだと私たちは思っています。

関西環状道路の中でつながないのは、奈良市内の真ん中だけとなっているので、そこをつなげたら関西全体にいい効果があるのではないかということではないかと思うのですが、高速道路でつなぐことと、ネットワークをつくることとは一緒ではないと思っているので、大和北道路は、高速道路で地下にトンネルを掘って、しかも平城宮跡という世界遺産の直近を通る道路になるということで、普通の開発道路以上に重大な問題をはらんでいるということで、国も開発道路ではないと言われているのではないかと思います。

なので、荒井知事がおっしゃる、雇用がたくさんふえているのではないかと、これからもっと奈良県の発展の可能性もあるのではないかということについて否定はしませんし、あることだと思っていますけれども、大和北道路がなくてもできるということをやりたいと思いますし、それは可能ではないかと思っています。

ミッシングリンクについては無条件でつなぐのかという問題で、大和北道路は特別の事情がありますので、国会でも議論をされております。その当時の議論では、高規格道路の

計画がネットワークとしてつなぐということが必要であると。しかし、実際に全部つなげるのかというときに、やはり地域住民の意見を聞かなくてはならない、費用についての自治体の意見、客観的かつ厳格な事業評価が必要だと当時の福田内閣総理大臣も述べておられますし、第三者の公平な意見も伺い、透明性も図られる手続が必要だと述べておられました。無条件につなげるということではないという議論がされていたと思っています。

今後のこの道路をつくっていく見通し、あるいはきちんとした精査は、国が事業評価という形でその責任を果たしていかれなくてはならないと思っています。評価をするときに、費用対効果や特殊性、地下水への影響がないかという問題でも、国はそれなりに対策をとろうとしているということでもありますけれども、そういうことも含めて慎重なる再評価があるべきではないかと思っているのですが、この点はいかがでしょうか。

○荒井知事 山村委員及び日本共産党の皆様ハードルが一つ一つ少なくなってきた、その点は喜んでおります。地方負担が多いではないかと言われたので、地方負担はこんなに軽減しましたと、太田議員におっしゃっておいてください。

それから、何のための道路かという話で、山村委員が雇用がふえていることはお認めになりました。これもうれしい限りです。もう一つは、環境影響評価のような国の事業も慎重にやってもらえるのかということについては、国でもそのようにされているように聞いております。したがって、ハードルはなくなってきたように思えますが、地上でも間に合うかどうかという点については、事業の評価にかかわると思いますが、奈良県としては、負担が減って効果のある道路をつくってもらうことにはやはり賛成であります。ほかの県とのネットワークという観点からも、賛成です。最後の点では意見が違ふと思います。

しかし、インフラということではありませんが、いろいろな点で私がやる事業をことごとく反対されたような経緯はありますけれども、できるとお使いになるのですよね。上がすいているからトンネルは使わないという会派や政治家はめったにおられないです。使っていただいたら結構なのですけれど、きっと便利だと思われる面があると思います。これは意味がないから使わないのだと、そこまで言うなら私はすごいと思うのですけれど、そういうことは今までめったになかったです。一応そのときは反対しておこうということだから、これは後世にとっては、私の観点からすればそうですねと言いたい点であります。やはり今大事なものは、必要だということをしっかりと一言もいけないうと思っております。

○山村委員 今のはお答えになっていないと思うのですけれども、私は、雇用がふえてい

ることを認めているということと、この大和北道路が必要だということは同一ではないと思っております。私たちは、京奈和自動車道の郡山インターチェンジより向こうをつくるなどと言ったことはありませんし、そのことについて反対をしていたわけでもありません。今、問題になっている郡山から奈良インターチェンジ、奈良インターチェンジからトンネル、この両方は反対をしておりますけれども、そういう状況であるということは理解していただきたいと思えます。

便利な道路だからできたら通るのかということでは言われましてけれども、通るとか通らないではなくて、決して便利な道路だと思っているわけではありません。現道の国道24号で渋滞解消していけば、今の渋滞を解消していくことは十分可能だし、既に整備する目的であった通行量の予測も、現状では目標よりも下がってきている状況です。今後さらに下がっていくことは、人口の減少から考えても予測がされることであります。ですので、安くはなったといえ、これ以上の過大な投資をしていくことが必要なのかというところが問題だと思っております。

今、国も地下水検討委員会をつくられて、議論をされているということですがけれども、地下水検討委員会でも、世界遺産に登録されました木簡などがどうやって1,300年もの間地下水によって守られてきたのか、そのメカニズムが未解明であって、実際のトンネル工事によって予測できない変化が起こる可能性を否定できない状況であると思えます。

なので、お金も使って、危険を冒して、さらに整備効果という点では、費用対効果という点で疑わしいところをされる必要はさらさらないと私は思っています。そういう意味では、私たちが徐々に賛成に近づいているのではなくて、あくまでも反対を貫いていると理解していただきたいと思っています。これは荒井知事とは意見が違います。

今後の社会というのは、先ほどから出ておりますように、人口減少する中で全国の自治体の消滅が心配されていたり、高齢化がどんどん進んでいく中でどうやってこの社会を維持していくか、つくったインフラを維持したり、また新たにつくり直したりするところにも重点を置かないといけない時代がずんずん近づいてきていると。今、大和北道路をつくっても、完成までに20年、もっとかかるかもしれない。そういう道路なのですから、やはり将来のことをしっかりと考えていただくことが一番必要ではないかと思っておりますので、その点をもう一度改めて申し上げておきたいと思えます。

次に、奈良公園でのホテル建設についてお伺います。

部局審査におきまして、日本イコモス国内委員会からの意見書の提言についてお尋ねを

させていただきました。この中で、計画地内の歴史的建物について十分な調査と価値づけがなされておらず、具体的な保存計画がないままで文化財指定がなされていないということ指摘されていました。

私は、以前から要望しておりましたが、知事公舎についての学術的調査が必要ではないかと。価値を明確にすることが今後の活用あるいは今後の計画の価値をさらに高めていくことになるのではないかとということで、荒井知事にもお願いしました。上平奈良公園室長からは調査をしたいと回答がありましたけれども、中西まちづくり推進局理事からはちょっと待つてという意見が出ました。私は、改めてぜひともこの調査をしていただきたいと思いますのですが、荒井知事のお考えをお伺いします。

○荒井知事 イコモスの書いてあることと、現実を見てみますと、例えば、知事公舎の中の認証の間でありますけれども、あれは歴史的な建物、歴史の場であります。余り賛成されていないと思います日米安全保障条約の認証の間ですが、残してよろしいですね。

○山村委員 壊せとは言っていない、全然。

○荒井知事 壊せと言っていない。では、日米安全保障条約認証の間ということで残したいと開発者をお願いしておりますが、残すということだそうでございますので、残すことにも反対しないでいただきたいと思うのですけれども、日米安全保障条約が気に入らないから反対ということではないと思っております。

○山村委員 そんなとんでもない。

○奥山委員長 対話をしないでください。

○荒井知事 済みません。私が持ちかけたことで、申しわけございません。私の責任です。十分な調査がなされていないとっておりますけれども、私はきちんとされているように聞いております。きちんと残すという話を繰り返し聞いておりますし、専門家にもそのように報告があるように思うと。何よりも文化庁が開発することについて許可をくれておりますので、イコモスは任意団体ですので、文化庁の権威にはやはり劣ると思っております。イコモスも立派な団体ですけれども、この点についてはもちろん注視をして、そのとおりにかどうかを慎重にしていきたいと思っています。

歴史的な外観を構成する部材さえ失われてしまう懸念があると書いておられるのですけれども、いや、そうかなというのが読んだときの感じであります。それは確かめればわかることですので、イコモスが言うことだからというわけではなしに、文化庁の言うことも私は信用しておりますので、必要なものは残すということで、また個別にこのようなやり方

で進めますということは山村委員のお耳にも入れたいと思います。そのままご報告をしながら慎重に進めたいと思っております。

○山村委員 私が申し上げておりますのは、知事公舎を取り壊すとか、荒井知事が心配されていたように認証の間をなくすとか、そういうことを懸念しているとか、県がそう考えていると思っっているとか、そういうふうには全然捉えていません。今のお話を聞いている限りでは、知事公舎そのものは外観も含めてそのまま残すと受けとめています。しかし、残すにしても、建物、屋根も瓦も柱も含めて全体の建物としての価値をきちんと調査をしてほしいということを申しているのです。それをすることが、今の計画でそこを活用していろいろこれからどうしようかということになると思うのですけれども、その活用に当たっても価値づけがきちんとされているほうが効果的だと思うし、また有効に使えるようになると思うので、それを専門家による建築のきちんとした調査をやっていただきたいと申し上げているのです。壊してしまうのではないかと、そういうつもりで言っているわけでは全然なくて、価値を残して、またそれをさらに高めて、県民にとっても、値打ちのある建物ですと、文化財ですということになればそれなりに理解も深まりますし、非常に重要であるということの意義も明らかになると思うので、ぜひとも調査をしていただきたいと申し上げているだけなのです。なので、荒井知事のご心配のように認証の間を認めないと、そんなつもりは全くないのです。

○荒井知事 10年間住んでおりましたので、建物の値打ちは大体わかります。正直言いますと、余り文化財的な値打ちはないです。こういったら、素人なのにと言われてしまいますけれど。認証の間は歴史的なものとして価値があるように思う。そのほかは、光が差すし、土が落ちてくるし、外観が古いだけです。だから、建物としての価値があるともしておっしゃるなら、私は素人でありますけれども、建物としての価値はないと思いますと言ってもいいと思います。ただ、風情とか、庭園とか古い建物だというのは、外観の価値はあるように思いますので、今、設計者の隈研吾さんが、外観は残したいと言っておられますので、山村委員がお述べになりましたように、外観を残すならいいのではないかと正直思っています。建物の中を、もっとお見せすればよかったですけれども、本当にひどいところ、住めたものではないと言いたいくらいですから。建物としての値打ちはほとんどないと思います。そういう場所に知事公舎が100年あったという場所でありますので、門扉や玄関などは多少古いという印象がありますけれども、それはそこそこ残るような設計になっておりますので、私は十分ではないかという意見です。私も意見を言わせてくだ

さい。

○山村委員 十分残す価値があるということで、残されるということに異論を申しているわけではなくて、そのことをきちんと調べていただきたいと申し上げています。以前もこういうやりとりがあり、荒井知事も専門家ではないし、私も専門家ではないからわからないということになったわけなのですけれども、そうではなくて、今回はイコモスの専門家の方々が提言をしてくださっておりまして、専門家集団として必要な場合は協力する用意があるとも言われているので、ぜひ相談をして実施をしていただきたいと思います。調査をすることについて、現場の上平奈良公園室長が支障はないと言われているわけですし、そのところはぜひともやっていただきたいと思います。

次に、高畑地域のホテルの計画についてですけれども、近隣の住民をはじめ反対がずっとありますけれども、今後どのように進めていかれるのか、伺いたいと思います。

○荒井知事 高畑でございますが、地元説明を十分にしろと繰り返し山村委員はおっしゃっています。地元の自治連合会が91自治会ありますが、3回説明会を実施しました。その後、近隣の19自治会にも個別に説明いたしました。16の自治会が賛成、2つの自治会がどちらでもないということです。

唯一反対の山之上自治会ですが、これは反対の一番元手になります辰野さんがおられる自治会です。昨年12月12日に事業者も含め説明会を開催いたしました。自治会から、また辰野さんからは、車の通り抜けを防ぐため市道を拡幅しないこと、そのためには敷地東側から進入してほしいという要望をいただきました。県と事業者は山之上町自治会の方々と妥協点を見出すため、文化庁など関係機関と協議を重ねてまいりました。このご提案の東側からの進入は、地形の改変や樹木の伐採を伴い、名勝の価値を損なうことになるために南側からの進入にしたわけですが、市道については住民の希望どおり拡幅せず、また外壁の位置を計画よりさらに4メートル後退させるという案を提案いたしました。民家側の排煙、換気窓の数を減らす、防音対策をさらに強化するなど、住民といっても近所の方だけですが、意見をできる限り取り入れた計画に変更しています。住民の方々の関心も高いため、その結果を一日も早く住民の皆様にお伝えしたいという思いで、2月23日に山之上町の辰野自治会長にお示しし、説明会の開催をお願いいたしましたが、3月9日に辰野自治会長からは、東から進入する計画にしない限り、説明会の場は設けないと拒否されました。県は説明会の開催をお願いするため再度連絡いたしましたが、辰野自治会長が電話に出ることはございませんでした。説明しろと言われているので説明をしたというこ

とをるる申し上げているわけでございます。説明する機会をつくってほしいとるる申し上げているわけでございます。

しかしながら、辰野自治会長の心証が変わった理由はわかりませんが、3月15日の予算審査特別委員会終了後、辰野自治会長から連絡があり、説明会の開催を改めてお願いしたところ、自治会で検討するとの回答があったという状況です。山村委員からも、説明会を受けていただくようにぜひお口添えをお願いしたいと思います。

県としましては、辰野自治会長へ説明会の開催を粘り強くお願いしたいと思います。今後も山之上町自治会に誠心誠意説明するとともに、適宜、奈良公園地区整備検討委員会への報告、県民だより、大宮通りジャーナルへの掲載など、丁寧な情報発信に努めながら2020年春のまちびらきを目指したいと思っております。以上です。

○山村委員 住民の方に説明をすることはもちろんしていただかないといけないことで、住民の皆さんも自分たちの思いがありますから、当然県から説明があったことについて、いろいろなご意見や思いを持たれるのはいたし方のないことでありますし、当然のことだと思っております。

私は、県と事業者の方々がやはり直近に住まれている住民の皆さんときちんと合意ができないと、この事業を進めてはならないと思っております。どういう過程でどのような話し合いをするかは、お互いの都合があるので、わからない面もありますけれども。

住民との合意が前提と思っておりますので、その点は変わりないですか。

○荒井知事 1人の反対があったら進まないというのは、民主主義的ではないと思います。1人の反対にも合意を求めろというのは、山村委員のほうではそういう考えがあるかもしれませんが、民主主義的ではないと思っております。

○山村委員 今の場合、1人の方が反対をされているということではないと思っております。直近の住民の皆さんは、山之上町自治会の皆さんが、一緒に反対もされていらっしゃるし、特に東側から入ってほしいと言われている方々は、県が新たに示された計画が自分のうちの玄関の目の前に入り口をつくられるということですから、納得できないとお思いになるのは当然だと思います。だから、本当に譲歩できるような、理解が得られるような対応がなければ、話は進まないのではないですか。一方的には決まらないと思っておりますけれども。1人だけ反対しているのではないのです。

○荒井知事 何人反対かと、よく署名を何千人も集めたという、県外の人、たくさん署名集めるのが得意ですけどね。先ほど申し上げましたように、近隣の19自治会への説明

で16の自治会が賛成、2つの自治会がどちらでもない、辰野さんが自治会長をされている1つの自治会が、反対ということです。だから、1人ではなしに、ただ1つの自治会が反対と置きかえてもいいですけども、そのようなときに、1つの自治会が反対したら進まないということであれば、僕は民主主義的ではないですと再度申し上げたいと思います。

○山村委員 1つの自治会と言いかえられましたけれども、1つの自治会には、そこに住んでおられる方が含まれているわけです。やはり一番自分の生活にかかわる問題ですから、ご意見を持たれるのは当たり前のことだと思います。納得が得られるようにきちんとした協議をするのは当然ではないかと思っています。

今、奈良市との事前の協議も進められていると聞いております。奈良市の協議自体も、やはり住民との合意なしに協議が固まるということにはならないと思いますので、前提は無理に進めることにはならないということではないかと思っております。なので、県のその点での対応を求めておきたいと思っています。

○奥山委員長 山村委員、待ってください。説明の機会をやっと今とれたけれど日程調整ができていないと私は答弁の中でとったけれど、それは間違いはないですね。1回説明を聞くけれども、日程はまた連絡しますということで今、終わっているということで僕は認識したから、その話の後でまたやってもらわないと、この話は、前に進まないと思うのです。

○山村委員 住民が合意しましたとおっしゃるかどうかはわかりませんので、私は、とにかく話し合っていたかくのであれば、住民の合意なしに事業を進めないでくださいと言っているのです。

○荒井知事 山村委員の要望としてお聞きいたします。

○大国委員 それでは、1問質問をさせていただきます。

3月5日の代表質問の折に、平城宮跡周辺のまちづくりを荒井知事にお尋ねをさせていただきました。荒井知事におかれましては大変ご努力を積み重ねていただいて、本当に少しずつ少しずつ状況が変わってきているようにも思っているところです。

きょうは、その関連の質問をさせていただきたいと思いますが、代表質問でも申し上げましたように、今、県、奈良市、近鉄との3者による連携協定に基づいての協議がなされる前段かと思っています。論点整理をしていただいているということで、ご答弁もいただいたところです。検討事項は近鉄西大寺駅周辺の立体交差化、また、近鉄奈良線の移設等についての協議を深めていくというご答弁がありまして、理解をさせていただきました。

きょうは、一方では、今回4つの踏切が改良すべき踏切道として指定されましたけれども、直近の西九条佐保線との交差する新大宮第1号踏切の辺の部分をお尋ねをしたいと思うのですが、直近には小学校もありますし、また、本当に慢性的な渋滞がオフィス街にもかかわらず起こっていると。観光シーズンには、午前中は奈良向き、そして夕方ぐらいになりますと大阪向きが大渋滞するという状況ですけれども、1点目が、西九条佐保線の整備が進んだ場合、今般の踏切道改良促進法の指定を踏まえ、今後、新大宮第1号踏切をどのようにお考えになっているのか、荒井知事にお尋ねします。

○荒井知事 今、ご指摘の新大宮第1号踏切は、近鉄新大宮駅のすぐ東側にある踏切ですけれども、国土交通大臣より踏切道改良基準が適合する改良の方法で改良することが必要と認められる踏切だという指定がありました。するとどうなるかといいますと、平成32年度までに地方踏切道改良計画を作成しなければいけない。誰が作成しなければいけないかですが、鉄道事業者及び道路管理者は、地方踏切道改良計画を作成し、国土交通大臣に提出することができるという旨で書いてあるわけです。この鉄道事業者及び道路管理者は、それぞれできるのか、合わせてしかできないのかを今、確認しています。私は、それぞれできるのではないかと思います。道路管理者の県としては、立体交差化などの案をさらに練って、平成32年度までに国土交通大臣に提出したいという気持ちがございます。

さて、鉄道事業者はどうされるのかが課題です。国土交通大臣に鉄道事業者が持っていない場合、この平成32年度まで鉄道事業者も出さなさいと言われていながら出さなければどうなるのかはこれからの課題です。提出しない場合は、鉄道事業者及び道路管理者は平成32年度までに踏切道改良基準に適合する改良の方法により踏切道の改良をしなければならないということは、法第7条で決まっております。これにどう対処されるのか、踏切道の改良は、道路を上げるなどいろいろなこともありますので、道路を地下にすればいいのではないかと案も鉄道事業者から出てくる可能性があります。そういったしますと、これは国土交通大臣に違う方法の案が出てきたということになって、国土交通大臣が調整に入るのではないかと感じたりするわけです。初めてのことで、これからどのように道筋が行くのか、検討するように下問したところです。

奈良県の考え方は相当明確にはなっておりますが、国土交通大臣に改良の計画を提出することができるという旨で書いてありますので、平成32年度までにできるだけ近鉄と協議を重ねて提出したいとは思っております。

○大国委員 県の案としては、平城宮跡南側は地上通過をして、平城宮跡東側から地下に

入るというイメージのことだとお伺いをさせていただいております。踏切でのいわゆる人身事故も、新大宮第1号踏切も発生をいたしておりますし、また何よりも今申し上げましたように、人と車がもうごちゃごちゃになって踏切があくのを待っていらっしゃるという状況が続いているということです。

まちづくりということでありまして、特にこの問題については大変シビアな問題かと思えますけれども、周辺住民の皆さんや、仕事をされている皆さんは、日々そういうご体験をされて、何とかならないのかというのが正直なご意見かと思っております。私もあの周辺の皆さんから、県政報告をする際には、何とか動かしてほしいと、荒井知事に頑張してほしいというお声もいただいておりますし、また、私どももできる範囲、しっかりとやってまいりたいと思っております。

この大宮通りですけれども、今、荒井知事がおっしゃいました近鉄新大宮駅周辺は、ホテルの誘致もありますし、また、3月24日には平城宮跡の朱雀門ひろばがオープンとなります。その両サイドでは、世界一の奈良公園と、それから大阪から入ってまいりまして日本一の富雄丸山古墳がありますし、日本初のホテルも誘致をされるということで、一番が重なる通りとなり、非常に楽しみな通りになるわけでございます。けれども、いかんせん先ほども申し上げましたように、周辺の渋滞、さらには例えば平城宮跡へのアクセス道として、アクセスの駅として、近鉄大和西大寺駅からの歩道が完全ではないし、また、あかすの踏切と言われる踏切もあります。両サイドの直近の鉄道で来られる方については、非常に便利がいいという方もいらっしゃるかもわかりませんが、一方では、大変課題も多い状況が周辺にあります。

先ほど荒井知事もリニアの話もされましたし、また京奈和自動車道の話もされました。この周辺、日本一、世界一という一番がたくさんある中で、この地域の交通体系は、今後非常に重要な課題になってくるのではないかと思っております。円滑な交通体系を今後どうするかという課題が出てくるかと思っておりますけれども、荒井知事、この辺どのようにお考えでしょうか。

○荒井知事 大国委員が新大宮第1号踏切という近鉄新大宮駅の東のことから取り上げられましたけれども、この周辺の改良すべき踏切は、近鉄大和西大寺駅の西に4つと東に4つございます。その内容ですが、まず、あかすの踏切が西に3つあります。踏切遮断時間が1時間の中で最大40分以上という踏切が3つあります。菖蒲池第6号踏切、菖蒲池第7号踏切、菖蒲池第8号踏切ですが、一番西の第6号踏切では最大44分、第7号踏切で

は45分、第8号踏切、大和西大寺駅直近では、1時間のうち52分開かないというあか
ずの踏切と定義されています。それから、自動車ボトルネック踏切という定義があります。
踏切自動車交通遮断量が5万台以上ということですが、東の4つは全てそうです。西大寺
第1号踏切、平城宮跡に入るところの踏切ですけれども、交通遮断量が8万3,000台
あります。その次の平城宮跡の西大寺第2号踏切は5万4,000台あります。西大寺第
4号踏切は7万4,000台あります。先ほどの新大宮第1号踏切は8万6,000台あ
ります。5万台以上がボトルネック踏切と言われている中でのレベルです。また、同じよ
うに近鉄平城駅に、西大寺の北側の踏切もボトルネック踏切として定義されておりますが、
これは5万8,000台あります。そのほか、歩行者のボトルネック踏切もあり、新大宮
第1号踏切と西大寺の北も自動車のボトルネックと重なって定義されている、このような
踏切が1つの駅の周りにこれだけもあるというのは、もう全国でもめったにない駅であり
ますので、駅としても、周辺の交通渋滞を解消しなければいけないという事情がすごく発
生していると思います。地元として恥ずかしいほどだな、鉄道事業者としても恥ずかしい
ことではないかと思う次第です。

解消方法について、案があれば出してくださいとお願いしています。奈良県としては練
りに練ったつもりの案を用意はしておりますけれども、その案には反対という状況ですの
で、国土交通大臣にはぜひともその案に改良を加えて出したいとは思いますが、それがき
っかけになりましてこのあたりの交通渋滞がまず解消されるというのが大事かと思ひます。

また、加えまして、それが解消されますとともに、この大宮通りは、大変観光の通りと
してよくなってきておりますので、それもあわせて、また平城宮跡の中の国営公園化とい
うのをこのたび初めて開園するわけですので、それをきっかけにこのような方向の議論が
進めばと、本当に切に願っているところです。

○大国委員 ありがとうございます。今、ボトルネックの踏切等のご説明をいただきました。
繰り返しになりますけれども、周辺で住民の皆さんが日々感じていらっしゃることに、
また、経済的にも大変損失が大きい状況が続いているということでもあります。県の案で
いきますと、例えば朱雀門駅なども移設してつくっていただくと、先ほど議論ありました
けれども、奈良大立山まつり等、非常にアクセスも良いという状況も生まれてきますし、
また油阪と、JRとのアクセスもよくなると思います。非常にこの県の案は、私もよく考
えられていると思うわけですが、まだまだやはりこういったことも含めて、県民の
皆さんとともにしっかりと力を合わせて進めていかななくてはならないと思っているところ

です。

今、荒井知事がおっしゃいました平城宮跡の国営公園化で、まず朱雀門ひろばの開園となったわけですが、これまで大変、並々ならないご努力があったかと思っています。

きのう夜に、実はいつもお話ししますけれども、冬柴元国土交通大臣の会見を見てまいりました。全て紹介しませんけれども、1,300年、1,400年という非常に古い歴史を持つ国であるけれども、現在なおそういったものが残っているというのが、我々国民にとってこの国に生まれてよかったという自信と誇りを持つものです。2010年の平城遷都1300年という佳節を刻むころには、ここを国営公園として整備をすることが決定したというお話でございまして、そこを国営公園にというのは、私の悲願ですというお話もありました。また、平城宮跡は、超弩級の文化遺跡だから、しっかりと価値のあるものだという、冬柴さん独特な言い回しかも知れませんが、そういうお話も聞いてまいりまして、これはしっかりとこの24日、そういった多くの皆さんの思いが詰まった国営公園のオープンかと思っています、さらに県民の皆様へのPRもしっかりとまたお願いしたいと思います。また、荒井知事が力を入れていらっしゃる花、お花をいっぱい植えていらっしゃいますけれど、建設委員会等でもハンギングバスケットなど、いろいろな花を植えていただいて、奈良に来たのだという思いを皆さんに思っただけのように、また、遣唐使船もライトアップされるかも知れませんが、ここに来たら、船が飛び込んできたという本当にゲートウェイとしてふさわしい施設にさせていただいて、要は全県下から観光に行っていただくということも今後しっかりと取り組んでいかななくてはならないと思っています。

また、加えて余談になりますけれど、せんとくんも露出をもう少し上げていただいて、あそこで何か活躍できる場がもっとあればいいと思います。しっかりとまた荒井知事におかれましては、お取り組みをいただきたいと思っています。以上です。ありがとうございました。

○奥山委員長 ほかに質疑ございませんか。

なければこれをもって理事者に対する質疑を終わります。

それでは、採決に入ります前に、当委員会に付託を受けました議案について、委員の意見を求めます。

ご発言願います。

○亀田委員 自由民主党としましては、今回の予算審査特別委員会に付託されました全議

案について賛成します。

○中村委員 本委員会に付託をされました平成30年度の当初予算をはじめとする議案については、当県が大阪のベッドタウンから脱却して、生き生きと暮らし続けられる奈良県を目指して、県内での投資や消費、雇用を好循環させて、働く場所を創出する取り組みや、県民が安全で安心して快適に暮らし続けられる地域づくりなど、奈良県の歴史と文化を生かしたよき未来に向けて頑張る将来の奈良の礎を築くための、チャレンジし続けようとしておられる荒井知事の強い思いが込められた予算だと思います。本日の委員会におきましても、明快に、そして真摯に奈良県の未来にかける荒井知事の所信を表明されました。心よりお喜びを申し上げる次第です。

具体的には、奈良公園周辺の整備や奈良大立山まつりなど、四季を通じた魅力あるイベントの展開をはじめとする観光振興政策、あるいは地方消費税清算金の増収分を活用した教育予算への充当、また、(仮称)奈良県国際芸術家村を核とした文化芸術の振興プロジェクト、そしてまた、セミナーハウスなどの建設もめじろ押しのNAFICを核とした賑わいづくり、さらには、ときのもりの活用など、首都圏における販路拡大をしっかりとやり、奈良県の農林業の振興に頑張っておられる。そして、今もお話がありました京奈和自動車道についても道路整備や道路河川の維持管理予算の充実、効率的な基盤整備、さらには桜井市西之宮の県営住宅の建設や、その周辺の拠点整備事業など、さまざまな市町村との連携によるまちづくりプロジェクトを上げるとまだまだあるわけですが、時間の制約もありますので、10年後、20年後の奈良県を想像いたしますと、やはり期待できる奈良県になるようたくさん取り組まれているように思います。

そういう意味で、荒井知事が今、この10年間種をまかれてきて、今、その花が開こうとしているのではないかということで、今後、奈良モデルのように、国の施策を踏まえつつ、奈良県の独自の地域特性を生かした奈良県づくりに苦心をされている来年度の予算につきましては、大いに賛成をいたすわけでございます。

○大国委員 公明党でございます。

当委員会に付託されました全議案に賛成をいたします。

○山村委員 日本共産党の意見を述べたいと思います。

議第1号、平成30年度奈良県一般会計予算について、5,000億円を超える県予算ですが、名勝奈良公園内に県が高級ホテルを誘致する事業や、登大路バスターミナル、大宮通りのホテル誘致のまちづくり、平城宮跡国営公園整備、国際芸術家村などの大型プロ

プロジェクトがめじろ押しになっております。新規で、幼児保育所の整備や私学高校生への授業料の助成拡充、学校の耐震化や空調整備の設備の設置など、住民の要望に応える前進もありますが、医療は介護の負担増、暮らしの不安を訴える多くの県民を支える対策が弱く、農林業、商店、地場産業など、本来の地域活性化、地方創生と言える地域密着の対策は後回しになっている予算であり、反対をいたします。

次に、議第15号、平成30年度奈良県国民健康保険事業特別会計予算について、国民健康保険の県単位化による会計であります。県下の住民は高い国民健康保険料を何とかしてほしい、負担の軽減を求めています。保険料軽減のための県独自策はありません。政府は、国民健康保険の財政運営と地域医療構想、医療費適正化計画を一体として、都道府県が主導して医療費の抑制を図ることを進めようとしておりますが、こうした願いを進めることは問題だと思います。そもそも社会保障としての国民健康保険の財政悪化は、加入者が低所得ということで大変深刻でありますけれども、この国保会計に対しての国の責任部分、国庫負担金をふやすこともなく、加入者の負担をどんどんふやしていくというやり方は改めなければならないと思います。よって、反対いたします。

次に、議第102号、平成29年度奈良県一般会計補正予算（第5号）でありますけれども、NAFICに新たな整備を進めるものであります。これ以上の過大な投資については見直すべきと考えることから、反対いたします。

あとは賛成です。

○**阪口委員** まず、私個人の意見ですが、議第1号、平成30年度奈良県一般会計予算で奈良大立山まつりに係る費用8,000万円、それから、国際芸術家村整備事業費に反対です。

議第1号に反対をするということですが、本日は、会派創生奈良の代表として来ておりますので、会派では、予算審査特別委員会の付託議案に全て賛成するというところで会派で決まっておりますので、そういう立場で賛成をいたします。

○**奥山委員長** 賛成ということですか。

○**阪口委員** ですから、反対意見を、創生奈良議員から反対があったという記述について、また調整等したいと考えます。

○**奥山委員長** ここでの採決のときに、阪口委員が賛成か反対かの立場をとっていただいたらいいと思うのです。

○**阪口委員** そうしましたら、個人としては反対ですので、議第1号には、私は反対とい

うこととなります。

○川田委員 日本維新の会といたしましては、議第1号については反対です。理由としましては、国際芸術家村の増額工事等、適切な説明がなされなかったということがあります。そして、一番前提問題となる経常経費等の金額も、この予算審査特別委員会の中では結局示されることがなかった。やはりあやふやな状態でスタートすることはできませんので、EBPMをもとにやっていただきたいという意味も含めて反対をいたします。

その他、議第15号、議第102号、議題112号についても、反対をいたします。

○猪奥委員 民進党です。

付託されました全ての議案に賛成いたします。

○川口（延）副委員長 自民党絆といたしましても、予算審査特別委員会に付託されました全ての議案に賛成をいたします。

○奥山委員長 ほかに意見はないようですので、これより付託議案について採決を行いたいと思います。

初めに、反対意見がありました4つの議案について、議案ごとに起立により採決いたします。

平成30年度議案、議第1号、平成30年度奈良県一般関係予算について、原案どおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

ご着席願います。

起立多数であります。

よって、平成30年度議案、議第1号については、原案どおり可決することに決しました。

次に、平成30年度議案、議題15号、平成30年度奈良県国民健康保険事業費特別会計予算について、原案どおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

ご着席願います。

起立多数であります。

よって、平成30年度議案、議題15号については、原案どおり可決することに決しました。

次に、平成29年度議案、議第102号、平成29年度奈良県一般会計補正予算（第5

号) について、原案どおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

ありがとうございます。ご着席願います。

起立多数であります。

よって、平成29年度議案、議第102号については、原案どおり可決することに決しました。

次に、平成29年度議案、議第112号、平成29年度奈良県一般会計補正予算(第6号) について、原案どおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

ありがとうございます。ご着席願います。

起立多数であります。

よって、平成29年度議案、議第112号については、原案どおり可決することに決しました。

次に、ただいま可決されました議案を除く残余の議案については、一括して簡易採決により行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

それでは、お諮りいたします。

平成30年度議案、議第2号から議第14号及び議第16号、並びに平成29年度議案、議第113号及び議第114号については、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議ないものと認めます。

よって、平成30年度議案、議第2号から議第14号及び議第16号、並びに平成29年度議案、議題113号及び議第114号は、原案どおり可決することに決しました。

以上で、議案の審査は終了いたしました。

次に、委員長報告であります。本会議で反対討論される場合は、委員長報告に反対意見を記載しないことになっております。

日本共産党は、反対討論をされますか。

○山村委員 はい。

○奥山委員長 では、委員長報告に反対意見を記載しませんので、よろしく願います。

創生奈良は、反対討論をされますか。

○阪口委員 しません。

○奥山委員長 では、委員長報告に反対意見を記載することにいたします。

日本維新の会は、反対討論をされますか。

○川田委員 やります。

○奥山委員長 では、委員長報告に反対意見を記載しませんので、よろしくお願ひいたします。

次に、委員長報告についてであります。正副委員長にご一任願えますか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○奥山委員長 それでは、3月23日の議会運営委員会及び本会議で私から報告させていただきますので、ご了承のほどよろしくお願ひいたします。

去る3月7日に設置されました予算審査特別委員会は、委員各位のご支援、ご協力によりまして、滞りなく全議案を議了し、終了することができました。ここに心から厚く御礼申し上げたいと思います。これをもちまして、閉会の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

それでは、予算審査特別委員会を終わります。